

## 意見等募集の結果について

案 件	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準（案）
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ホームページ</li> <li>■ こども育成部 保育幼稚園課、学童保育課（市役所南館 3 階）</li> <li>■ 情報ルーム（市役所南館 1 階）</li> </ul>
意見募集期間	平成26年 7 月 1 日から 7 月 25 日まで
意見提出件数	988人      12,446件
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）</li> <li>② 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）</li> <li>③ 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）</li> </ul>
結果公表日	平成26年 8 月 27 日
担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②：こども育成部 保育幼稚園課 電 話：072-620-1638 F A X：072-622-8722 Eメール：hoikuyouchien@city.ibaraki.lg.jp</li> <li>③：こども育成部 学童保育課 電 話：072-620-1801 F A X：072-622-8722 Eメール：gakudohoiku@city.ibaraki.lg.jp</li> </ul>

## 提出された意見等及び市の考え方

### ①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要	市の考え方
1	3 内容及び手続きの説明及び同意	認定を受けたり、自分で契約をするなど働く親にとっては負担が大きいです。申請は今まで通りにしてください。	認定申請については、入所申込と併せて行うことが可能であり、利用者の負担が大きくなるように考えられているほか、入所に際しての契約については、現行と大きな違いはないと考えております。 申請書類については、申請者の世帯や就労状況等を把握するために必要と考えております。
2	3 内容及び手続きの説明及び同意	申請書類を簡素化してください。年度途中の申請書類などは申込時とは別にもう少し簡単なものにしてください。	
3	3 内容及び手続きの説明及び同意	「保育所等での保育を利用希望の場合」、契約相手が、保育所は茨木市、認定こども園は施設と今までとまったく変わります。また、保育所と認定こども園は、その内容が異なるものであり、なぜ「利用の流れ」の中で同一と思わせるような内容になっているのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度の周知用チラシにおける「利用の流れ」については、認定区分ごとの利用の流れについて記載したものであり、今後、随時、子ども・子育て支援新制度の詳細な情報を周知する予定です。 なお、施設の種類によって、契約相手が変わりますが、2号・3号認定の利用に際しては、市が調整を行うなど、適切な対応に努めてまいります。
4	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	施設側の応諾義務について、施設側の安易な契約拒否が生まれないような規定を盛り込んでください。	この規定については、国が示す「従うべき基準」であり、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準でございますので、変更する考えはございません。 なお、保育所の入所にあたりましては、当分の間、市町村が利用調整を行うこととされており、今後も適切な対応に努めてまいりますので、その実効性は担保されるものと考えております。
5	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	高齢者施設ではこのような規定が全く機能しておらず、施設が利用者を選ぶ事態が日常的に起こっています。この規定では、同じような状況が起こる事が懸念され、罰則規定も含め実効性が担保できるような内容にしてください。	
6	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	条例で新制度における障害児の保育入所を確実に保障する規定を盛り込んでください。	障害児の保育所への入所につきましては、これまでから公私連携して取り組んでおり、保育の必要性を判断する上で、公正な選考に努めてまいります。 また、アレルギー対応については、既に、その適切な対応に取り組んでいるとともに、要配慮児童の対応についても、これまでから公私連携して取り組んでおります。 なお、改めて規定を設ける考えはございません。
7	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	障害児の保育入所を確実に保障する規定を盛り込んでください。また、アレルギー児や発達への配慮の必要な乳幼児などについても、調整・契約時に不利とならないよう規定を入れてください。	
8	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	①中「当該設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考」は、結局排除の口実をつくるものであるこの文言を削除してください。	この規定については、国が示す「従うべき基準」であり、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準でございますので、削除する考えはございません。 なお、特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行うこととしております。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
9	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	④中「紹介する」の文言を削除してください。市の責任で適切な措置を速やかに講じてください。	市の責務については、これまでから児童福祉法第24条に規定されているほか、子ども・子育て支援法第3条にも規定されており、今後とも適切な対応に努めてまいります。 なお、文言を削除する考えはございません。
10	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	③中「特定教育・保育施設は選考方法をあらかじめ明示した上で」とありますが、保育所については児童福祉法第24条第1項に基づき市町村が選考を行う事を付け加えてください。	改正児童福祉法第24条第3項及び第73条において、当分の間、教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用について調整を行うこととされておりますので、文言を付け加える考えはございません。
11	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	定員を上回る利用申込があった場合、利用者に対する選考が平等に行われるように、選考に関しての具体的な選考基準を茨木市が定め公表してください。	1号認定子どもについては、抽選、申込を受けた順序や設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考など、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行うこととしております。 また、2号・3号認定子どもについては、これまでから保育所入所承諾指数表に基づき、公正な選考に努めておりますので、今後とも、適切に対応してまいります。
12	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	障害児保育の入所を保障する規定を盛り込んでください。	障害児の保育所への入所につきましては、これまでから公私連携して取り組んでおり、保育の必要性を判断する上で、公正な選考に努めてまいります。 なお、改めて、規定を設ける考えはございません。
13	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	保護者の疾病や虐待等の入所を保障する規定を盛り込んでください。	保護者の疾病や虐待等につきましては、これまでから保育所入所承諾指数表に基づき、公正な選考に努めておりますので、今後とも、適切に対応いたします。 なお、改めて、規定を設ける考えはございません。
14	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	理念・基本方針で入園を決めることになれば、施設の論理で入園を決めることにつながります。入園の基準はあくまでも入園の緊急性及び必要性が決定の基本になるべきではないでしょうか。罰則規定も含めて実効性が担保されるようにしてください。	1号認定子どもについては、就労等が要件ではなく、抽選、申込を受けた順序や設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考など、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行うこととしております。 また、2号・3号認定子どもについては、これまでから保育所入所承諾指数表に基づき、入園の緊急性や必要性を基本とした公正な選考に努めており、今後も適切な対応に努めてまいりますことから、その実効性は担保されるものと考えております。 なお、罰則規定を設ける考えはございません。
15	6 あっせん、調整及び要請に対する協力	①「あっせん、調整は、市町村が保護者の希望を踏まえて行う」を追加してください。	子ども・子育て支援法第42条第1項の規定に基づき、市が行うあっせん及び要請については、保護者の希望、養育の状況、必要な支援の内容やその他の事情を勘案することとされておりますので、追加する考えはございません。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
16	6 あっせん、調整及び要請に対する協力	②中「できる限り」施設に協力を求めています、市の責任も明確にしてください。	市の責務については、これまでから児童福祉法第24条に規定されているほか、子ども・子育て支援法第3条にも規定されており、今後とも適切な対応に努めてまいります。
17	46 特定教育・保育施設等との連携	連携施設は、市が責任を持って確保してください。もし入所できなかった場合、他施設への入所を市が責任を持って行ってください。	連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者において確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の多様なニーズにできる限り対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。 なお、保育の継続性の観点から、小規模保育施設等を卒園する場合には、これまでから保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、適切な対応に努めているところです。
18	6, 40 あっせん、調整及び要請に対する協力	市及び他市町村にどこまで協力の義務が課せられるのですか。要請か、義務かよく分かりません。なおざりの調整で無理と回答できるでしょうか。協力の内容と範囲についても明記してください。	特定教育・保育施設の入所状況等もでございますので、子どもたちの保育環境等に配慮しながら適切な対応に努めてまいります。 なお、協力の内容と範囲については、子ども・子育て支援法第42条第1項に規定されていることから、明記する考えはございません。
19	12 利用者負担額等の受領	①③④項目は、公定価格に含めてください。支払い困難者への対応で混乱し、福祉の理念が崩壊しかねません。また、⑤の①③④及び⑥を削除してください。	公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、国が定めていること、また、この規定が国が示す「従うべき基準」であることから、変更・削除する考えはございません。
20	12 利用者負担費等の受領	保育認定時間の超過料金（夜9時までの延長保育等）の徴収方法を具体的にしてください。	延長保育等の徴収方法につきましては、各施設において定めることとされていることから、条例に規定する考えはございません。
21	12, 47 利用者負担額等の受領	給食・行事にかかる費用は公定価格に含ませ、保護者に負担がかからないようにしてください。	公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、国が定めていること、また、この規定が国が示す「従うべき基準」であることから、変更・削除する考えはございません。
22	12, 47 利用者負担額等の受領	④中「特定教育・保育施設等に係る行事への参加に要する費用」の費用のかかる行事とは何を指すのでしょうか。運動会、遠足、生活発表会など全員参加が前提になる行事に関しては別途保護者負担を求めないようにしてください。	行事への参加に要する費用でございますが、例えば、遠足の実施に伴うバス代や運動会の演技の実施に必要な物品など、現状、ご負担いただいている費用などです。 なお、この規定については、国が示す「従うべき基準」であることから変更する考えはございません。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
23	12, 47 利用者負担額等の受領	保護者負担については現行の保育料と変わらないとされているが、制度を見ると負担増が懸念されます。9時間の勤務時間+通勤時間の人が短時間認定を受けたら1時間の自己負担が生じるのでしょうか。④のように様々な追加徴収ができる規定は削除し、公定価格内で対応する旨、明記してください。	保育短時間認定となられた方は、保育利用時間が8時間を超えると延長保育料が生じることとなります。 なお、公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して国が定めていること、また、この規定が国が示す「従うべき基準」であることから、削除等する考えはございません。
24	12, 47 利用者負担額等の受領	②文章が抜けていませんか。	条例（案）の本文には、特定教育・保育をはじめ、特別利用保育や特別利用教育を提供する場合の基準額か、それぞれに要した費用を超えるときには、それぞれに要した費用の額のどちらかの支払いを受けることができる旨を記載しております。 パブリックコメント時には、特定教育・保育施設が法定代理受領を受けない場合に、支給認定保護者から支払いを受ける旨をご理解いただきたく、詳細を省略いたしました。
25	12, 47 利用者負担額等の受領	④二つ目の「特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用」の費用のかかる行事は何をイメージされていますか。運動会、遠足、生活発表会など全員参加が前提になるものについては、別途保護者負担は求めないというしくみ（公的負担で）にしてください。	行事への参加に要する費用でございますが、例えば、遠足の実施に伴うバス代や運動会の演技の実施に必要な物品など、現状、ご負担いただいている費用などです。 なお、この規定については、国が示す「従うべき基準」であることから変更する考えはございません。
26	13 施設型給付費等の額に係る通知等	施設型給付費の通知は、年度の2カ月目から金額に変動がなければ通知の必要がなく、変動した月のみ通知することにしてください。	特定教育・保育に係る施設型給付費については、支給認定保護者が受けるのが原則であり、特定教育・保育施設が、法定代理受領により同給付費を受けた場合は、支給認定保護者への通知が必要であると考えています。 なお、具体的な取り扱いについては、現在、国において検討されているところです。
27	15 特定教育・保育に関する評価等	施設の運営は透明性を担保するため、外部機関の評価義務を明記してください。また、定期的という抽象的な表現ではなく、年に1回以上と具体的に記述し、公開するようにしてください。	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと規定していますので、外部の者による評価を義務付けする考えはございません。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
28	19 運営規程	職員の資格を追加してください。	<p>特定教育・保育施設は、全ての職員の職種、員数及び職務の内容について、運営規程に明記することになりますので、資格等についても確認できると考えています。</p> <p>なお、職員の資格については、他の法令において、定めがありますので、本条例に定める必要はないものと考えています。</p>
29	19, 54 運営規程	職員の職種、員数及び職務の内容だけでなく、基礎資格（保育士、看護師、栄養士、調理師当等）も明記すべきです。その事により専門性が担保できます。	
30	20 等 勤務体制の確保	③中「職員の資質の向上のために」で、資質とは、生まれつきの性質や能力、または、天性をいう（辞書・広辞林）適切な表現に訂正してください。	「職員の資質の向上のために」とは、生まれつきの性質や能力をさらに向上させる意味であり、文脈を考えますと、一般的に意味の通ずる言葉であり、適切な表現であると考えております。
31	20 等 勤務体制の確保	②に国の案通り「ただし、支給認定こどもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない」を付け加えてください。また、直接影響を及ぼさない業務が何なのかもはっきり明記してください。	<p>パブリックコメント時は、当該特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供しなければならない旨をご理解いただきたく、詳細を省略しておりますが、条例（案）の本文には、「ただし、支給認定こどもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない」と規定しています。</p> <p>なお、直接影響を及ぼさない業務については、例えば、送迎時の安全対策や清掃業務等が考えられますが、当該特定教育・保育施設の業務内容等を考慮する必要があることから、明記する考えはございません。</p>
32	20, 55 勤務体制の確保等	保育士のように専門知識を2年以上学び、実習経験のある、または試験で専門性を確認し、保育者として適正である人を（地域型保育をするなら）配置してください。短期の期間での研修で保育士と同様の勤務は不可能です。	<p>特定地域型保育事業については、それぞれの施設類型によって、職員の配置が異なりますが、必ず、資格を有した者を配置するよう義務付けしています。</p> <p>また、「子育て支援員（仮称）」制度については、研修体制も含め、現在国において検討がなされているところでありますので、その結果を踏まえ適切に対応してまいります。</p>
33	20, 55 勤務体制の確保等	子育て支援員の案が出ていますが、必ず有資格者にしてください。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
34	20, 55 勤務体制の確保等	職員の研修を強化し、非正規の正規化など、責任を持って保育を実施する人材を育ててください	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないと規定しているほか、現状においても、公私連携した研修の実施に取り組んでいます。
35	20, 55 勤務体制の確保等	無認可保育所での事故が続く中、研修があっても、無資格の保育ママが保育を行うのは危険だと思います。	特定地域型保育事業については、それぞれの施設類型によって、職員の配置が異なりますが、必ず、資格を有した者を配置するよう義務付けしています。 なお、家庭的保育事業については、家庭的保育者2人を下回ることができないとともに、そのうち、1人は、保育士資格を有する者としています。
36	20, 55 勤務体制の確保等	保育士不足の改善は、保育士の待遇改善などで行ってください。無資格者の格下げでは意味がありません	保育士の処遇改善については、国において、消費税増収額が満年度化する平成29年度から、財源の確保と併せて、一定の方向性が示されており、公定価格に反映される予定です。 また、現在においても、保育士等処遇改善臨時特例事業を活用し、保育士の確保に取り組んでおります。
37	29 苦情解決	「本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない」の意味・内容が分からないので具体的に記述してください。	その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情については、様々な内容が想定され、具体的に規定することは困難ですが、これまでから、国が示す社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針や、本市における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱に基づき、適切に対応いたします。
38	31 事故発生の防止及び発生時の対応	②中「支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに」で、事故報告の事故程度は、治癒までの期間を設定するのですか。些細な事故も全て報告するのですか。その目安を示してください。	現在、事故報告につきましては、国からの通知に基づき、死亡事故や治癒に要する期間が30日以上を負傷、また、疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、事故報告様式により報告することになっております。 なお、新制度における事故報告のあり方等については、現在、国において検討されているところですので、その結果も踏まえ適切に対応してまいります。
39	31 事故発生の防止及び発生時の対応	事故防止、再発防止のための研修のみならず実地指導、実技指導等様々な取り組みが必要と思います。	これまでから、事故防止に関するマニュアルの整備や、危険な場面に遭遇したり、ヒヤリとする体験をした場合には、ヒヤリハットとして記録するなど、適切な対応に努めているところです。 なお、現在、国において保育事故再発防止のための具体的な取組みについて検討されているところですので、その結果も踏まえ適切に対応してまいります。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
40	31 事故発生の防止及び発生時の対応	市の対応について明記してください。	本条例は施設の運営に関する基準を定めるものであるため、市の対応を規定するものではございませんが、現在、国において保育事故再発防止のための具体的な取組みについて、検討されているところですので、その結果も踏まえ適切に対応してまいります。
41	31, 66 事故発生の防止及び発生時の対応	何かあったときに責任の所在、損害賠償はどうなるのでしょうか。事業者が対応できなかったときに認可した市は対応してくれるのでしょうか。	賠償すべき事故が発生した場合には、特定教育・保育提供及び特定地域型保育事業者が、損害賠償を速やかに行わなければならないと規定しております。 万が一、事業者の対応が不適切である場合につきましては、市からの指導・助言を行うなど、適切に対応いたします。 なお、現状においてもケガ等に対応した保険に加入していただいておりますので、各施設において適切に対応できるものと考えております。
42	32 会計の区分	②中に保育所会計は、保育所運営に関する費用以外に支出してはならない旨を挿入してください。	現状では、国からの通知に基づき、一定の要件を満たした上で、保育所運営費の弾力的な運用が認められています。 新制度における施設型給付費及び地域型保育給付費の運用については、まだ、具体的に示されていませんが、これまでと同様に、適切に運用・管理いたします。 なお、施設型給付費及び地域型給付費の運用について、本条例に規定する考えはありません。
43	36 利用定員	特定地域型保育において、利用定員の増加を決して認めないようにしてください。	特定地域型保育事業における利用定員については、各事業区分に定めている定員を上限としております。
44	46 特定教育・保育施設等との連携	小規模保育卒園後の連携施設は茨木市内で確保してください。また、連携施設で入所できない場合、当該利用乳幼児の他施設への入所調整を市が責任を持って行う旨の規定を入れてください。	連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者において確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の多様なニーズにできる限り対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。 また、保育の継続性の観点から、小規模保育施設等を卒園する場合には、これまでから保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、適切な対応に努めているところです。 なお、上記のとおり適切な対応に努めておりますので、改めて入所調整を規定する考えはありません。



通番	項目	意見の概要	市の考え方
45	46 特定教育・保育施設等との連携	連携施設との関係で、保育所では小規模保育所から3歳からの入所を希望していても、定員一杯で入園できない状況があります。認定子ども園では3歳からの入園が可能という意味で記載されているのでしょうか。はたして就学前まで一貫した教育及び保育ができるのでしょうか。懐疑的です。できないなら削除すべきです。	本市では、これまでから小規模保育施設等を卒園する場合には、保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、保育の継続性への適切な対応に努めているところでございます。 また、認定こども園につきましても、同様に、対応してまいります。 なお、継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、各施設・事業との密接な連携に努めなければならない旨を規定しています。
46	50 特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業では、外部の評価だけになっているが、特定教育・保育施設と同様に保護者・保育関係者の評価も必要なのではないでしょうか。（家庭的保育事業も）	特定地域型保育事業では、原則、0歳から2歳までの児童を対象としており、また、定員規模（事業所内保育事業を除く）も、19人以下と小規模であることなどから、保護者や保育関係者が限定されますので、外部評価が望ましいと考えます。 なお、特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとの規定もございます。
47	50 特定地域型保育に関する評価等	小規模保育所・家庭的保育所・事業所保育所・家庭的保育事業者は、第三者評価を受けるよう義務づける規定を入れてください。	特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと規定していますので、外部の者による評価を義務付けする考えはございません。
48	66 事故発生の防止及び発生時の対応	家庭的保育事業で事故が発生した場合、保育ママが責任をとるには負担が大きすぎます。	特定教育・保育施設であっても、特定地域型保育事業であっても、その責務は同様であると考えます。 したがって、事業者の皆さまには、保険に加入していただくことはもちろんのこと、事故発生の防止や事故が発生した場合の対応マニュアルなどを整備していただきたいと考えています。
49	66 事故発生の防止及び発生時の対応	家庭的保育事業の基準に『事故発生の防止・発生時の対応』の項目を作るべきです。	事故発生の防止・発生時の対応については、特定教育・保育施設の項目を準用することとなっております。

## ②茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要	市の考え方	
1	2 基準の向上	すべての保育施設において、現行の市の保育水準が後退することのないように基準を設定してください。	<p>子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。</p> <p>本市では、国が示す基準及び現在の保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>	
2	2 基準の向上	新制度の実施にあたっては、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任をふまえ、すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施してください。		
3	2 基準の向上	幼児・小児の保護者の働く環境・条件が悪化している時、子ども達の保育水準の後退は市内の子ども達の発達に大きな悪影響を及ぼします。保育水準がさらに良くなるように配慮していただくよう切にお願いします。		
4	2 基準の向上	保育に関わる全ての施設において、現行の市の保育水準がこれ以上後退しないように基準を設定してください。		
5	2 基準の向上	認可保育所の基準や保育は、不断の努力によって積み重ねられ、子どもの安全、成長の理論的、実践的な充実が確保され、また、新しく起こるさまざまなことに対応する保育力や施設環境を築いてきています。子ども・子育て支援新制度は、こうした認可保育所が築いている保育の基本を崩す制度になっています。茨木市においては、これまで市が行ってきた保育水準を維持し、充実させるための新制度を確立するよう望むものです。		
7	2 基準の向上	すべての子どもに平等な保育と公平な待遇を保障するためにも、すべての保育施設において現行の保育水準が後退しないように設定してください。		
9	2 基準の向上	施設給付と委託費とは違うものです。茨木の子どもが保護者の状況にかかわらず安心して保育が受けられるものにするべきです。		
6	2 基準の向上	子どもが、いじめや体罰、強要によって病気になったり、萎縮したりするようなことはあってはいけません。保育、教育内容を把握し、よりよい環境をつくるように方策を作ってください。		<p>家庭的保育事業等については、認可事業となり、保育所保育指針に基づいた養護と教育を一体的に提供することになりますので、現在の認可保育施設と同様に、一定の保育水準が保たれるものと考えております。</p>
8	2 基準の向上	すべての保育施設の保育の質を上げて、施設による格差をなくしてください。		

通番	項目	意見の概要	市の考え方
10	3 家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等	保育の平等性の観点からも、格差が生じないように小規模保育事業の認可条件はできる限り認可保育所並みに設定すべきです。	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられており、それぞれの事業類型に応じた基準が示されています。</p> <p>家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業については、A型、B型、C型の3つの類型があり、それぞれ異なる基準もございますが、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p> <p>なお、小規模保育事業におけるA型の認可基準につきましては、現在の認可保育所と同様の基準としております。</p>
11	4 家庭保育事業者等の一般原則	④中「定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とありますが、保育の質、安全を担保するため「評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていく（図るようにはしなければならない）」に追記してください。	家庭的保育事業者等は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと規定していることから、外部の者による評価を義務付けする考えはございません。
12	5 保育所等との連携	連携施設で入所できない場合、当該利用乳幼児の他施設への入所調整を市が責任を持って行う旨の規定を入れてください。	<p>連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者自らが、適切に確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の希望等を勘案し、できる限り、適切に対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。</p> <p>また、保育の継続性の観点から、小規模保育施設等を卒園する場合には、これまでから保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、適切な対応に努めているところでございます。</p> <p>なお、上記のとおり、適切な対応に努めておりますので、改めて、入所調整を規定する考えはございません。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
13	5 携 保育所等との連携	待機児童解消は小規模保育事業に頼るのではなく認可保育所の増設で行うべきです。小規模保育を行う場合は、すべて職員が保育資格を持つA型で行ってください。また、連携施設は茨木市が確保してください。	<p>待機児童の大半が満3歳未満児であることから、0歳から2歳児までの認可保育所の整備も考えられますが、地域の保育需要に対応できる小規模保育事業の実施も検討すべきであると考えております。</p> <p>また、実施にあたっては、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして家庭的保育事業等が位置づけられておりますことから、事業類型を限定する考えはございません。</p> <p>なお、連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者自らが、適切に確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の希望等を勘案し、できる限り、適切に対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。</p>
14	5 携 保育所等との連携	こども園・保育所等で、保育を受ける内容が変わらないようにしてください。特色をつけるのはいいが、保育と教育を分けなくて欲しいです。	<p>まず、幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援法第10条に基づき、現在の幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保及び小学校における教育との円滑な接続に配慮した「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が策定されています。</p> <p>また、これまでの幼稚園教育要領と保育所保育指針については、既に、その整合性が図られております。</p> <p>したがって、各施設における特色ある取り組みを除き、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼稚園並びに保育所では、一定、同様の養護と教育を一体的に提供しているものと考えております。</p>
15	14 食事 28 職員	小規模保育事業、家庭的保育事業の認可にあたっては、給食を自園調理必須とし、調理員を配置してください。	<p>小規模保育事業及び家庭的保育事業における食事の提供については、原則、自園調理を基本としています。</p> <p>ただし、「食事の提供の特例」に規定がございますように、一定の要件を満たすことを条件に、搬入する方法も可能としています。</p> <p>なお、調理設備等を設置する必要があるため、5年間の経過措置を設けています。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
16	21 設備の基準	<p>小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所の設置基準は、認可保育所の基準を適用し、どの子どもも公平な保育が実施されるようにしてください。</p>	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられ、それぞれの事業類型に応じた基準が示されています。</p> <p>本市においては、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
17	21 設備の基準	<p>大阪市では家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は国省令第28条第7号に掲げる要件に該当するものである事と基準を設けています。茨木市でもそのようにお願いします。</p>	<p>国省令第28条第7号と同様の基準を条例に規定しております。</p>
18	22, 28, 33, 38, 45, 52, 58 職員	<p>質の向上が市として必須事項であるならば、市内の1歳児を対象とする事業すべてに対してその配置での条例化をしないと子どもへの処遇に矛盾が生じます。(具体的には、私立認可保育園に対してはあくまでも補助事業として1歳児5:1となっており、その人件費全ては賄っていないし、保育士が足らなければ補助金カットされるだけです。)またその場合、待機児童の解消どころか待機児童増加につながる可能性が高いです。逆に、待機児童解消を最優先するならば、もっと利用人数を増やせるような一時的な措置が必要です。</p>	<p>現在、市内の全ての保育所(園)において、1歳児5:1の配置基準としており、私立保育園連盟と連携・協力して、補助額などについても協議し、ご理解をいただいた上で、平成24年度において補助金を見直したところです。</p> <p>なお、1歳児5:1の配置基準を満たしていない場合は、補助金の対象としないだけでなく、一定の協議が整っている事項でもございますので、遵守していただけるよう強くお願いしているところです。</p> <p>待機児童の解消については、単に利用人数を増やすのではなく、子どもたちの保育環境等も考慮しながら、適切に対応する必要があると考えていますので、潜在的な教育・保育ニーズを踏まえ、確保方策を講じてまいりたいと考えております。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
19	22, 28, 33, 38, 45, 52, 58 職員	職員配置基準は、公立保育所と同様にし、保育士資格者を配置するよう定めてください。	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられており、それぞれの事業類型に応じた基準が示されています。</p> <p>家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業については、A型、B型、C型の3つの類型があり、それぞれ異なる基準もございますが、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p> <p>なお、小規模保育事業におけるA型及び事業所内保育事業（20人以上）の認可基準につきましては、現在の認可保育所と同様の基準としております。</p>
20	26 小規模保育事業の区分	小規模保育事業者はA型のみにしてください。	<p>家庭的保育事業等については、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして位置づけられておりますので、事業類型を限定する考えはございません。</p> <p>また、文言についても追加する考えはございません。</p>
21	26 小規模保育事業の区分	「保育の質・安全を図るため、B型、C型については、早期にA型への移行を促進することを市は援助する」という文言を付け加えてください。	
22	27 設備の基準	設備基準は、避難経路確保の観点から、原則1階に設置するよう求めるべきです。	<p>現在の認可保育所の基準とほぼ同様でございますので、国の基準に則して規定したいと考えております。</p>
23	27 設備の基準	小規模保育の建物で3階以上は認めないでください。3階以上を認めるなら避難経路は子供が1人で出来るよう階段の段差幅など見直してください。	
24	28, 33, 52, 58 職員	1歳児5：1の配置が国基準以上となっておりますが、保育士不足と待機児童解消が茨木市にとっても問題となっているなかでそこまでの配置が必要なのでしょうか。	<p>家庭的保育事業等については、国が示す基準及び現在の本市における保育水準を考慮し、独自の基準を設け、安全かつ安心な保育の提供に努めたいと考えております。</p>
25	28, 33 職員	事業責任者、保育士、委託医を追加してください。	<p>保育士及び嘱託医の配置については、規定しております。</p> <p>事業責任者については、現状においても義務付けられておらず、また国の基準においても規定がございませんので、規定する考えはございません。</p> <p>なお、公定価格の加算項目には、事業責任者の項目がありますので、事業者自らが必要と判断し、配置した場合には適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
26	28 職員	事業責任者を付け加えてください。	<p>事業責任者については、現状においても義務付けられておらず、また国の基準においても規定がございませんので、規定する考えはございません。</p> <p>なお、公定価格の加算項目には、事業責任者の項目がありますので、事業者自らが必要と判断し、配置した場合には適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>小規模保育事業B型及び事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）の保育士有資格者の割合は、国の基準に則して規定したいと考えております。</p>
27	33 職員	事業責任者を付け加えてください。文章に「全員が有資格者になるように努める」をつけ加えてください。保育士は全員有資格者または三分の二以上は有資格者にし、保育の質、安全の確保を行ってください。	
28	38 職員	事業責任者を付け加えてください。	
29	43 保育の提供	居宅訪問型保育の提供については、専門家を交えた判定委員会を設置し、障害疾病等の程度について集団保育が困難か否かを判断できるように規定してください。	<p>居宅訪問型保育事業の提供については、医師等の意見などを参考に市が判断するものでございますので、居宅訪問型保育事業の認可の基準として規定することは適切ではないと考えております。</p>
30	43 保育の提供	保育の提供に関して、「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児」とありますが、発達の観点から専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難か否かを判断できるように規定してください。	
31	43 保育の提供	①中「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」とありますが、「困難」の判断基準が何なのか、何で判断されるのかが分かりません。発達の観点から専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難かどうか判断できるようにしてください。	
32	51, 57 設備の基準	事業所内保育事業については、乳児室の1人当たり面積を3.3㎡以上にすべきです。	<p>現在の認可保育所と同様の基準であり、変更する考えはございません。</p> <p>なお、ほふくをする乳児又は満2歳に満たない幼児については、1人あたり3.3㎡以上の面積が必要になります。</p>
33	54 保育時間	短時間保育は8時間を保障してください	<p>保育利用可能時間につきましては、短時間認定の方は8時間、標準時間認定の方は11時間としておりますが、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、保護者がその就労実態等に応じ、必要な範囲で利用できるようにすることがこの制度の趣旨であると認識しております。</p>

③茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要	市の考え方
1	1 基本理念	子どもの保育を受ける権利を明確に規定してください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
2	2 基準の向上	子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
3		学童保育は、子どもが集団で育つ場です。学童の時間を安全にすごせる条例をつくってください。	
4		しっかりとした制度化の下、子どもたちの命と安全が守られ、成長発達がなされるようにしてください。	
5		小学生が放課後を豊かに過ごせる基準にしてください。	
6	2 基準の向上	国の基準はあくまで最低基準なので、国の基準に準じるのではなく、茨木市は全自治体のトップを目指し、育児しやすいしくみをつくってください。	国の基準に沿って条例に規定し、市として放課後児童健全育成事業の向上に努めてまいります。
7		国の基準は最低基準です。国基準どおりではなく茨木独自のよりよい条例化を望みます。	
8		国の基準に沿うだけでなく、茨木市として包括的な方針を打ち出し、よりよい基準をつくってください。	
9		きちんと次代を担う子どもたちに責任を持って、質を下げないようにしてください。	
10		「2 基準の向上」、「3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上」の項目より、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させてください。市町村は、最低基準を常に向上させるように努めてください。	



通番	項目	意見の概要	市の考え方
11	3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上	公立小学校にある学童保育にも民間の学童保育にも関係する条例ではありますが、市が運営する学童保育室は、可能なかぎり今の水準のままで運営してください。	国の基準に沿って条例に規定いたしますので、条例化により現在の基準、運営内容等が低下することはないと考えております。
12		学童は今のままでの運営を望みます。	
13		現状の環境を下回らないような制度にしてください。	
14		現状の基準、運営内容を下回ることなく運営してください。	
15		現状の基準を守ってください。	
16		茨木市の学童保育行政を改善し、充実させてください。まして後退させることがあってはなりません。	
17	3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上	茨木市における学童保育の歴史と伝統、実績等を引き継ぎ、これまでの取り組みと水準を維持、向上させてください。	現在、市が設置している学童保育室の運営につきましては、これまでの水準を低下させることがないよう努めてまいります。
18	4 一般原則	子どもたちが安全に過ごせる場をつくってください。	国の基準に沿って児童の健全な育成に努めるよう条例に規定いたします。
19		安心して働きに出られるよう、保育体制を整えてください。	
20		学童保育は児童福祉です。子ども1人1人の支援を積極的に行う規定を盛り込んでください。	
21	4 一般原則	共働き家庭が安心して働けるようなシステムを維持してください。	国の基準に沿って児童の健全な育成に努めるよう条例に規定し、共働き家庭だけでなく、学童保育室を利用されるすべての保護者が安心して児童を預けられるよう努めてまいります。
22	4 一般原則	厚生労働省令第63号の「放課後児童健全育成事業の一般原則」を条例でも明確に規定してください。	ご意見のとおり、国の基準に沿って一般原則を条例に規定いたします。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
23	4 一般原則	市民への説明責任を果たす観点から、条例化の意義、目的をわかりやすく丁寧に説明してください。	子ども・子育て支援新制度につきましては、既に7月に新制度に関するリーフレットを市内全戸に配付いたしております。また、9月の広報誌で詳しい内容を掲載するとともに、9月下旬に説明会を開催する予定です。 なお、学童保育利用者への周知等につきましては、今後検討いたします。
24		新制度で何がどのように変わるのか、丹念に説明してください。	
25		制度に関する周知、広報を徹底してください。	
26		制度の変更については、子どもや保護者が混乱しないよう、事前に十分な準備と説明をしてください。	
27		保護者や施設関係者など、関わる者全てにわかりやすい説明と十分な議論の場をつくってください。	
28	5 非常災害対策	防犯・防災について責任を明記してください。	非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、国の基準に沿って条例に非常災害対策を規定し、定期的な訓練を行ってまいります。
29	7 職員の知識及び技能の向上等	指導員の研修による人材育成をしてください。	職員に対する研修を充実させるとともに、国の基準に沿って知識及び技能の修得、維持、向上に努めるよう徹底いたします。
30	7 職員の知識及び技能の向上等	これから増加傾向にある発達障害等の子どもたちに対応できる知識をつけるため、指導員の研修を勤務時間内に実施してください。	研修については、今後とも充実に努めてまいります。
31	8 設備の基準	生活の場にふさわしい施設・設備を設けることを規定してください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
32		継続的かつ専用の施設にしてください。	
33		「生活の場」「あそびの場」「静養の場」「設備・備品」の項目に分けて基準設定を行ってください。	
34		専用区画の面積は1.65㎡以上とし、生活の場として確保してください。	
35		「ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」の文言はあいまいな表現であり、基準として明確ではないので削除してください。	
36	8 設備の基準	学童保育室は、通っている小学校の校舎内か、せめて敷地内に置いてください。	市が設置する学童保育室につきましては、学校敷地内での実施に努めてまいります。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
37	8 設備の基準	中条学童保育室は平成22年度以降、定員の大幅な超過が常態化しています。基準案を設置し、学童保育の質の向上を図ることは非常にありがたいですが、それ以前の問題として、定員の増加と最低限の受け入れ態勢の整備をお願いします。量的拡充が実行されて初めて、質的拡充の段階に移行できるものと考えます。	市が設置する学童保育室につきましては、学校と連携し、量的拡充が図れるよう努めてまいります。
38	8 設備の基準	福井学童保育室と西学童保育室は、保育室内もしくは近くにトイレがありません。トイレの新設は難しいかと思いますが、学童保育室を小学校の空き教室に移設することでトイレの問題を解消することはできないでしょうか。	市が設置する学童保育室につきましては、学校と連携し、学童保育室の設備改善に努めてまいります。
39	8 設備の基準	プレハブの保育室は、職員室からも遠く、不審者等の対応では苦慮されていると聞いています。また、人数がふえると、ロッカー等が不足し、児童の利用に支障が出ると心配しております。小学校内に移設することで問題が解消できるかと思いますが、ご検討いただけないでしょうか。	市が設置する学童保育室につきましては、学校と連携し、学童保育の実施場所について検討いたします。
40	8 設備の基準	パーテーションで区切るような学童にしないでください。	専用区画については国の基準に沿って整備いたします。
41		つめ込んで待機児0にすればいいのではなく、子どもが遊べる十分なスペースをつくってください。	
42	8 設備の基準	「おおむね」等のあいまいな表現はやめてください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
43	9 職員	「類似する事業に従事した者」の表記は、指導員の水準をあいまいにし低下させるおそれがあるので削除してください。	ご指摘の表記が放課後児童支援員の水準をあいまいにし、低下させるおそれがあるとは考えておりませんことから、削除する考えはありません。
44	9 職員	指導員は、現状どおり1教室につき任期付指導員を2人配置し、本市学童保育指導員として2年以上任期付職員と同程度の勤務に従事した者としてください。	市が運営している学童保育室の指導員配置につきましては、現行どおり配置する予定です。
45	9 職員	「支援員」という表現では保育の保障が守られるか不安です。きちんと資格を持った指導員を配置してください。	「放課後児童支援員」という名称につきましては国が規定したものでありますが、市が運営する学童保育指導員は国の基準に沿った職員配置をいたします。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
46	9 職員	有資格者は2人以上配置としてください。	国の基準に沿って条例に規定いたします。
47		児童の適正な集団規模は、児童の情緒面への配慮や安全性確保を最優先すべきであり、規定はおおむね40人までとし、40人を超える場合の例外は設けないでください。	
48		「おおむね」は適用せず「40人以下」としてください。	
49	9 職員	「ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」の文言は削除してください。	ご指摘の文言は、国が児童の健全な育成に配慮した上で規定していることから、削除することは考えておりません。
50	9 職員	保育士、教員、社会福祉士の資格を持つ指導員を、1教室に3人は配置してください。	職員については、保育士、教諭、社会福祉士等の資格を有する者だけでなく、国の基準のいずれかに該当する職員を配置いたします。なお、職員数につきましては、学童保育室の状況に応じ、適宜判断いたします。
51	9 職員	支援単位については、子どもが安全かつ健全に生活できる単位にしてください。	支援の単位は、国が児童の健全な育成に配慮した上で規定していることから、国の基準に沿って条例に規定いたしますが、児童の集団の規模につきましては、経過措置を設けて実施する予定です。
52		設置単位につき2人という国の基準は、おおむね40人程度の規模を想定して定められているもので、100人近い児童が在籍している学童保育室は設置単位2又は3か所と考えるべきです。	
53		早急に40人以上の児童のいるところは分割してください。	
54	9 職員	小学校低学年の子どもは、まだ1人で過ごすことに慣れておらず、生活に必要な知識も経験もほとんど持っていません。国として、未来の健全な人材を育てていくという意味でも学童保育の場はとても大切です。指導員1人当たり10人を最大として無理のない配置をしてください。	国の基準に沿って児童の健全な育成に配慮した職員数を配置いたします。
55		子どもの安全に配慮し、健やかな生活に支障を及ぼさない指導員数にしてください。	
56	9 職員	定員の基準を定めたことにより、入室希望者を切り捨てることはしないでください。これまでどおり希望者全員を受け入れた上で基準に適合するよう環境を改善してください。	市が運営する学童保育室につきましては、学校敷地内での実施のため、学校と連携し、場所の確保に努め、職員を配置したいと考えております。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
57	9 職員	厚生労働省令第63号の第10条3-9の制定は、明らかに学童の質を下げることにつながるので、茨木市の条例からは省いてください。	ご指摘の表記が学童保育の質を下げるとは考えておりませんことから、削除する考えはありません。
58	9 職員	一支援単位について、経過措置を行う期間（期日）を定めてください。	ご意見を踏まえ、条例に経過措置を規定いたします。
59	17 開所時間及び日数	開所する日数は、1年につき250日以上ではなく、働く保護者の労働実態に合わせ、291日以上としてください。	小学校の授業の休業日、その他、茨木市の状況を考慮し、開所する日数は1年につき250日以上としたいと考えております。
60	17 開所時間及び日数	学校の休業日：1日につき8時間、学校の休業日以外：1日につき3時間では不足しています。保護者の労働時間、休憩時間、通勤時間を合計すると、11時間以上の開所時間としてください。	開所時間は国の基準に沿って条例に規定いたしますので、11時間以上とする考えはありません。
61	18 保護者との連絡	保護者支援の観点から、保護者とは情報提供だけでなく、積極的に支援する規定を盛り込んでください。	事業の目的に沿って、保護者との密接な連絡に努め、理解と協力を得るよう努めたいと考えております。
62	18 保護者との連絡	保護者会活動を積極的に支援する規定を盛り込んでください。	事業者と保護者との密接な連絡は重要と考えておりますが、保護者会につきましても任意加入であることも踏まえ、保護者会活動を支援する規定を設ける考えはありません。
63	19 関係機関との連携	学校との連携が十分ではないので、定期的に指導員、学校、保護者が意見交換したり要望を出したりする機会を設けてください。	市が設置している学童保育室につきましては、学校敷地内に設置していることから、特に学校との連携は大変重要と考えておりますが、具体的に関係機関とどのように連携すべきかについては、今後検討いたします。
64	19 関係機関との連携	学童の登下校時における見守りや災害時の対応強化のため、地域や学校との連携を図ってください。	学校や地域の協力なくしては事業の運営はむずかしいと考えております。今後とも、学童保育を支援していただけるよう、さらなる連携を図ってまいります。
65	20 事故発生時の対応	事故発生時の医療機関との適切な連携を規定してください。	事故発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員研修の充実に努めますが、具体的な医療機関との連携につきましては規定する考えはありません。
66	21 職員の経過措置	経過措置については期限と具体案を明記してください。	職員の経過措置につきましては、国の基準に沿って条例に期限を規定いたします。なお、都道府県知事が行う研修について、現在のところ明確なガイドラインが示されておりませんことから、具体案を明記することはむずかしいものと考えております。

#### ④その他のご意見

今回いただいたご意見のうち、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準(案)の内容に該当しないものは以下のとおりです。市の考え方についてはお示しませんが、いただいたご意見については、今後の制度運用の参考にさせていただきます。

通番	意見の概要
1	公立保育所・幼稚園の民営化や幼保連携型認定こども園への意図的な移行はせず、新制度への移行後も堅持してください。
2	市民・保護者にも制度のことが周知されていません。来年4月を見送りもっと育成会議の中で議論をしてください。
3	新制度導入は、余りにも性急で混乱を招きかねないので、15年度実施を見送ってください。
4	保護者への周知もきちんとされていない中で2015年4月施行は不安です。十分な議論と利用者・市民への説明を茨木市が責任を持って行ってください。2015年4月の施行するのはあまりに拙速すぎます。施行時期の見直しも含めて、進めてください。
5	0才児は1：3の基準にしてください。施行時期をもう少し先にしてください。子どもを安心して預けれる保育園であって欲しい。
6	細かい説明もなく、無理に施行するのはやめてください。子どもたちが安心して、すごせる保育園をなくさないでください。
7	新制度実施については、早急に具体的なものを文書化し、必要な情報を示してください。変化による子どもへの不利益が生じることは違憲です。具体的な事が決まってから、さらに市民や保護者、子どもに携わる人の意見を踏まえ、時期を考えて実施してください。2015年4月の実施はあまりにも拙速であると考えます。
8	十分な議論と説明責任を果たし、新制度に動くためには時間がなさすぎると思います。2015年4月施行はあまりにも拙速すぎます。新制度スタートを遅らせて、子どもにとって、利用者にとって、職員にとって少しでもより良いものになるよう議論してください。
9	まだまだ、予算にしてもましてや運営等に関してもまだ議論をつくせていないと思います。この段階で2015年実施は拙速すぎます。少子化も進んでいく中、子どもにとって何が必要かの視点で深め良い制度にしてから実施してください。
10	日本の未来を担う、子ども達が、平等に保育を受けられる環境を自治体として責任を持ってください。
11	茨木市としての公的な保育責任を果たしてください。
12	子どもは国の宝です。日本の未来を担う大切な子どもたちです。親たちの働く条件の厳しい中、小児化が進んでいますが、保育施設など待機児童が今だに解消されていないことに納得がいきません。大開発、道路などに税金を使うことよりも先に急いでやってほしい。また、市がやらない分、他の企業がこれをするには反対です。企業とは利益を上げることが目的です。大事な子どもたちを育てるのは、私たち地域と市や国の責任です。どうか、茨木市は子育てのために力を出してください。

通番	意見の概要
13	未来を担う子どもは、社会の宝です。保育が金儲けの対象にならないよう、自治体としての役割をしっかりと果たしてください。
14	保育要求は、社会的にますます増えていきます。新制度で今までの水準を低下させることのないよう、市としての公的な責任を果たされることを、切望します。
15	「茨木市次世代支援行動計画（第3期）の骨子」では、「次世代の社会を担う子どもたちをはぐくむまち” いばらき” 」とあります。しかし、国の進める「子ども・子育て支援法」に基づく内容では、「安心して妊娠・出産できるように、のびのびと子どもたちが育ち、安心して子育てできるように、『生きる力』と豊かな感性が育まれるように、心豊かな次世代の親が育つように」などと美辞麗句を並べるだけに終わってしまう。新制度の実施にあたっては、国民の声によって、かろうじて残った「児童福祉法24条1項の市町村の保育実質責任」をふまえ、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施すること。国の間違ったやり方を「口実」にして「これ幸い」と茨木市の保育行政を歴代市長最悪のものとしないうよう強く求めます。
16	児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、すべての保育施設・事業すべての子どもに対し格差のない保育を実施し、現行の市の保育水準が後退することのないように基準を設定してください。
17	今保育園に通っている方も、これから通われる方も新制度についての理解が不十分で不安を持っています。私達職員も勉強して伝えているものの、やはり限界があります。市の責任において新制度について説明責任を果たしてください。
18	子どもが安全で安心して過ごせる条件は、必ず守られていくよう行政で責任を持ってください
19	子どもの未来に責任を持ってください。
20	公立保育所の民営化は止めてください。公立保育所の役割は、①スタンダードな保育の提供、②セーフティーネットとしての対応をする、③関係機関とのネットワーク作りをするなどがあげられます。児童福祉法第24条第1項が規定している市町村の保育実施責任は新制度になっても変わりません。公立保育所を市の財産として、新制度になってもその責任を果たしていただきたいと切望します。市の出先機関としても（地域のニーズ把握など）保育所の役割は大きいので公立のまま残す努力をよろしくお願いします。
21	新制度について、市民にわかるように、説明会をしてください。
22	リーフレットの配布のみでなく、市民がきちんと把握できるよう積極的に説明すべきです。保育・幼稚園教育を今後希望する保護者向けに、各保育施設を利用した説明会の開催が効果的なのではないでしょうか。
23	保護者への周知がきちんとなし2015年からの制度移行は混乱が想定されます。十分な議論と最低利用者へ向けた各施設への説明会を茨木市が責任を持って行ってください。最低、地域別でも行うようにする必要があります。

通番	意見の概要
24	<p>「新保育制度」は今現在においても、不透明・未決定の事項が多すぎます。新制度に関心がある保育者・保護者は大きな不安を抱え、逆にまったく関心がない者もいます。行政は後者が多いうちに制度改革に突っ走るという意図もあるように感じられ、それでは保育の公的責任排除以外の何ものにもないのが新制度という事になります。茨木市として、今回の新制度に対する正式な、かつ、明確な方針についての説明会（保育者、保護者に対して）を早急に行ってください。「国の方針が決まっていないから説明できない」というのは理由になりません。現行の保育制度は市町村との直接契約で行っているのだから、今の契約主である茨木市は、これからの事にも責任を持つ、責任を持って説明するという義務があると思います。</p>
25	<p>大事な子どもを預ける制度が変わるのにどうなっているのかもわからないという状態は不安すぎます。きちんと説明会を各園ごとに（近隣住民を含めて）してほしいです。そして2015年度実施は見送ってください。</p>
26	<p>その他わからない事がたくさんあり、来年度からの施行に大きな不安を感じています。説明会などを設けて直接説明していただく場を求めます。</p>
27	<p>充分な論議もせず進んでいくのは不安です。市として市民への説明をやるべきだと思います。</p>
28	<p>保育度の認定や子ども園と保育所との違いなどわかりにくい部分がたくさんです。わかりやすい説明を市の責任で求めます。</p>
29	<p>待機児童を減らすというだけでなく、より多くの方が安心して保育所・園に通えるような対応を考えてください。新制度について明らかに説明する機会を設けてください。</p>
30	<p>新制度に関して、保護者への説明会・質疑応答などの機会を設けてください。</p>
31	<p>納得のいく説明をしてください。子どもを安心して預けれる制度にしてください。</p>
32	<p>新制度導入にあたっての説明「よい点・悪い点」等を市政だよりやホームページ等でもよいので茨木市民の保護者向けに分かりやすく説明をお願いします。誰もが理解しやすい内容で告知することによってはじめて選択することが出来るのではないかと思います。</p>
33	<p>新制度の具体的な内容が不確定のまま進められています。しっかり制度を策定し、説明義務を果たしていないと感じます。</p>
34	<p>茨木市の説明がない中、進めていくのは子どもたち、保護者、保育士もとても不安でいっぱいです。必ず茨木市の責任のもと、説明会をしてください。</p>
35	<p>保護者への周知しっかりとお願いします。</p>
36	<p>新制度について、十分に市民に説明が無い中の施行は、とても不安です。</p>



通番	意見の概要
37	保育時間を認定するような話がありますが、これまで認可保育園に子どもを通わせていた者にとっては、来年度どんな立場になるのか非常に気になります。できるだけ早く来年度からの制度を知りたく思います。
38	もっと情報をはっきりと教えてください。その上ですすめていってほしいです。(内容がわかりにくい)
39	十分な説明もなしに勝手に話を進めて決めるのをやめてください。ちゃんと説明してください。
40	新制度が施行されるだけでも不安なのに、不透明なことが多すぎます。明確にして、私たち職員そして保護者が安心できる、茨木市の子育てに関連する施設を充実させてください。
41	説明責任はたしてください。
42	わかりやすく説明してください。
43	利用している保護者への説明がきちんとされないまま、4月施行を迎えるのは不安です。茨木市が責任をもって、利用者、職員へ説明をしてください。
44	0歳児の保護者です。一枚のリーフレットで政策の変更だけでは分かりにくいので説明会を実施してほしいです。(できれば近くの地域支援の場所にて)
45	保育の充実は、地方自治体の大切な仕事です。 最近の茨木の市政の内容をみますと、何故、大型の公共事業に巨額の税金を投入するのかとを感じるばかりです。私の娘も、茨木在住ですが、来年2人目の子どもが生まれる予定です。安心して働ける事が出来るのか大変心配しています。是非、茨木市は保育事業を充実すべきです。待機児童の解消を早急を実現すべきです。
46	待機児童解消のため公立保育所を増設してください。
47	「住み続ける」「選ばれる」まちになるためには、保育園等をもっとつくってください。いい市だと聞いて引っ越してきたら、待機児童になった、「選んで」きたら裏切られる市になっている。早急に待機児童問題を解消してください。他の市町村は、問題を解決しています。
48	子どもは未来の宝です。人手、お金を最も充実するべきだと思います。経済的格差なきよう、どの子も大切にされる保育を望みます。待機児童をなくすためという名のもとに安上がりの保育施策をしないでください。
49	待機児童解消は、小規模保育所の増設でなく認可保育園を増やしてください。(民間企業の介入はやめてください。)

通番	意見の概要
50	待機児童解消のため認可保育所を増設してください。
51	待機児童対策は、公の責任で認可保育園の増設、公立保育所の増設で行ってください。
52	待機児童対策を早急に、小規模保育事業に頼るのではなく、認可保育園・所の増設で行ってください。
53	待機児童解消のための施設は、子どもの安全と健やかな発達のためにも市の責任で認可の施設を使ってください。
54	待機児童対策は、小規模保育事業に頼るのではなく、認可保育所・園の増設で行ってください。
55	障害児施設を増設してください。障害児に対する保育士の加配を充実してください。障害児を認定こども園側から排除することのないよう基準を作ってください。
56	茨木市独自の水準である1歳児の1対5(国は1対6)は大きく賛成できるものです。さらなる独自水準の引き上げにより、子どもたちの命と安全を守るとともに、成長発達を保障してほしいと思います。
57	質の高い保育の実現のため最低基準の引き上げと、保育士の処遇改善を行ってください。3歳児→15:1 4歳児→20:1 5歳児→25:1
58	保育士配置基準を3歳児15人に保育士1人を配置、4歳児20人に保育士1人を配置、5歳児25人に保育士1人を配置改善してください。
59	職員配置基準と施設面積基準を条例に記載してください。
61	利用者負担額の詳細は明記されていないように見えるが、例えば保育園、幼稚園の利用料は現行と変わりますか。
62	所得の多い世帯では多くの税金を納めており、また子どもから見れば保育の内容は変わらないにも関わらず、保育料が高額で不公平とも言える。現状以上に不公平にならないよう、要望します。
63	現行保育制度における茨木市単独補助、保育料の軽減措置等を維持・拡充してください。
64	市が公定価格を元に決定する保育料は現行水準(75%)より低廉になるよう定めてください。
65	保育料は、軽減措置をとってください。
66	保育料の引き下げや入所手続きの簡素化など、子育てしながら働く保護者の負担を軽減してください。

通番	意見の概要
67	幼稚園における応能負担の保育料導入ですが、教育は授業料なので一律です。応能負担になるなら学校教育法も変わるのでしょうか。
68	茨木市の保育料は、生活困窮者が拡大しているので現行より低くなるよう配慮してください。
69	同じ待機児童でも3万円均一で、保育料の補助が得られる人と、それにも入れずひたすら市から迷惑をかけられる人も翌年度の入所審査の点数が同じなのは、理解できません。安易に金銭で怒りを鎮められる人はいいが、金銭的な慰謝料もない状況の人はどうしたらいいのでしょうか。空きのある待機児童保育所に多くの補助金を出して浪費するのなら、もっとニーズにある地域にいろいろな形態の保育園等を支援してほしいです。
70	現行保育制度における茨木市単独補助、保育料も軽減措置等を維持、拡充されたい。
71	保育料など保護者負担を軽減してください。保育料の値上げ、実費徴収、上乘せ徴収しないでください。
72	現行保育制度における茨木市の単独補助、保育料の軽減措置等を維持拡充してください。
73	保育料も含めて、今の保育制度を守ってほしい。
74	女性の社会進出を推進するのであれば、主に妻の収入が無く、家庭で保育している世帯に対する優遇を手厚くするのではなく、一番の障壁になっている、待機児童解消を真っ先に推進すべきです。その意味でも、幼稚園より子ども園、子ども園より保育所の増設を希望します。
75	公立保育所（公立幼稚園）の廃止・民営化、幼保連携型認定こども園への意図的な移行はせず、公的な保育責任を果たしてください。
76	公立保育所の民営化はこれ以上はしないで、今すぐストップをしてください。
77	公立保育所の民営化はやめ、新システム移行後も公立保育所を堅持してください。保育施策の充実が待機児童解消ができるよう公立・社会福祉法人立の保育所を中心に進めるため増設してください。
78	民営化は中止し、公立保育所として市が責任をもって運営してください。吹田も3月議会で民営化案が取り下げられています。保育士の賃金が安すぎます。市としてもできることでの必要な対応をしてください。
79	保育所が足りなくて、働き続けたくても、働けない女性がたくさんいるのは、おかしいと思います。私も二人の子を公立保育所に預けて安心して定年まで働くことができました。「親の希望があれば市町村は、保育所で保育しなければならない」と明記されている児童福祉法にのっとり、公的（公立）保育所の廃止・民営化はやめて欲しい。豊かな経験をもつ保育士さんや、人や友だちとの触れ合い、自然遊びもある保育所で親も子ども健やかに育つ環境を整えてください。

通番	意見の概要
80	私事です、私共の子どもは二人共茨木市の公立保育所の御世話になりました。20年も前のことになります。今思えば、公立保育所が市民の願いを行政が具体化して生まれた、その成果があらわれた充実した時期に過越させていただいたことになります。昔のことを言っても仕方のないことですが、あの、保育所の数年間は私にとっては、とても充実した年月でした。専門職としての知識をもたれた保育士の方々に、様々なアドバイスをいただき、精神的にも救われたことを忘れません。子ども達も、毎日、元気いっぱい過越し、そのことが、その後の学校生活にも生きたと思います。保育所は、公的な支えがあって、はじめて豊かな環境がととのえられると思うのです。幼保連携が時代の流れだとしても、子ども達の未来をまもる、その為にも幼児を育てる場を、貧弱なものにはいけないと思うのです。
81	子どもは未来だと痛切に思うこの頃です。小規模保育を公立保育所を作らない口実にさせないでください。
82	茨木市の公立保育所の民営化はこれ以上行わないでください。5ブロックの各公立保育所は、地域の中心的役割を有効に活用すること。また、困難な子どもや家庭を救う大切な保育所に位置付けてください。
83	私は40年前に子ども2人を公立保育所に預けて働きました。今思えばしっかりとした保育基準があったから安心して働けたのだと思います。どうか保育水準を後退しないでください。公立保育所の民営化もしないでください。
84	公立保育所（公立幼稚園）を廃止したり、民営化などしないでください。働くために保育所に子どもをあずける親の願いをきいてください。安心安全な、お金のかからない、家から近い、公立保育所（公立幼稚園）をなくさないでください。
85	民営化計画は凍結し、新制度施行後も公立保育所を堅持し、公的な保育責任を果たしてください。
86	公立保育所の民営化計画は凍結し、保育ニーズをふまえて事業計画を策定してください。新制度施行後も公立保育所を堅持し、公的な保育責任を果たしてください。
87	公立保育所の役割は、①スタンダードな保育を提供する、②セーフティーネットとしての対応をする、③関係機関とのネットワークづくりをするということだと思います。しかし、先に示されている「公立保育所の役割」を見ると「保育園などに入れなかった人の受け皿」という印象を受けます。今一度、公立保育所の役割の確認が必要と感じました。 新制度になっても第24条第1項が示すように市町村の保育実施責任は変わりません。その中で民営化を進めるのは意味がないように思います。また、新制度に向け、まだまだ決めなくてはいけないことがある中、民営化を進めることは、今まで以上に保護者・子どもに負担をかけると思います。ニーズ調査を取り、現在のニーズがはっきりした中で公私合わせてどこのどれだけの施設が必要なのかを考えるべきです。民営化計画を凍結し、事業計画、条例づくりを丁寧に進めてください。
88	リーフレットのみでは制度の変更点が分かりにくいので、地域別に保護者向け説明会を実施してください。

通番	意見の概要
89	リーフレットについて 「幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」を普及します。」とありますが、いいところをひとつにしたは適切ではありません。幼稚園と保育所を合せ持つに訂正してください。また、普及しますという表現は、行政の誘導意図が全面に出ており、保育所否定に取られかねません。保育所においては、預かりのみではなく幼稚園に劣らない内容の保育と教育を一体的に行っていることを理解してください。したがって、「認定こども園」という制度が新設されますに訂正してください。
90	リーフレットについて 「幼稚園と保育園に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」とありますが、幼稚園と保育園に加えて、「両方の特徴をあわせ持つ「認定こども園」」に訂正してください。
91	リーフレットについて 保育所（丸囲み内）「保育が必要な子どもに保育を行います。」とありますが、「保育が必要な子どもに保育と教育を一体的に行います」に訂正してください。
92	リーフレットの配布だけではなく、保護者の制度に対する理解を図るため、各ブロック毎に継続的、横断的な学習会を実施されたい。
93	「Q1 消費税10%になった増収分から毎年7000億円程度が当てられることになっています」は、市の広報紙としては、無責任になるのではないのでしょうか。現在の8%に批判もあり、実際に10%にするとの決定されていない中で、現在でも当初より4000億円が足りないとされていると聞く中、茨木市としてこの情報に責任が持てるのでしょうか。
94	Q6 小規模保育園の利用で3歳児になったら、連携施設にすぐはいれるような記載があります。今の現状では現実厳しいのに期待だけしてしまいます。理解できるのでしょうか。
95	もし、現在利用している施設が幼稚園・保育園を選んだ場合、保護者はこのリーフレットを見ることで不安になるのではないのでしょうか。選択される施設の形態を平等に記載するべきではないのでしょうか。
96	パンフレットを見てもよくわかりません。わからないまま進めるのはよくないと思います。保育は、子どもたちの発達や、集団性(友だちとの関わり)を培っていくべき所だと思います。皆が平等になるようにお願いします。
97	「連携施設」について、「茨木市においては個々に連携施設を設定するのではなく、複数の連携施設の中から、より保護者ニーズに応じた保育所を選択できる仕組みとしている」とありますが、本当に選択できる程の選択肢があるのか、ニーズを大切にしたいしくみは大切にしながら最終的には各施設に任せるのではなく（幹は）公的責任を明確にして条例にもりこんでください。

通番	意見の概要
98	「家で育児している世帯も新制度では「一時預かり」や「地域子育て支援拠点」なども整備して支援していく」とあります。本当に大切なこと必要なことであります。現在も行われていますが、課題はあると思いますので充足するようがんばってください。
99	無認可保育所を認可できるようにしてください。
100	新たな制度による事務量拡大について人件費の補てんをしてください。
101	今まで保育園に通っている人はどうなるのでしょうか。パートで短時間契約ですが、毎日時間もバラバラで、何時間しか無理と言われると、働けなくなります。最低8時間以上の保育お願いします。せめて今いる人は現状維持をお願いします。
102	早く兄弟一緒の保育所に行かせてほしいです。効率の悪い転所はどうにかならないのでしょうか。
103	市民に対する説明責任を果たす観点から、条例化の意義、目的を分かりやすく丁寧に説明してください。
104	新制度では、何がどのように変わるのか、丹念に説明してください。
105	保育サービスが、どこまで増えるのか、市の力量が問われます。財政的に懸念はないのでしょうか。
106	保育士など職員処遇改善のための補助事業を継続・拡充してください。
107	障害児の保育は、子どもの権利保障・発達保障の立場から現行水準を維持・拡充してください。
108	待機児童の解消は小規模保育事業に頼るのではなく、認可保育所の増設・増員で行うべきことを規定してください。
109	保育者と保護者の意思統一をして、共に子育てをしてほしいと思います。
110	待機児童をゼロにするための計画をしっかりと作ってください。
111	公立保育所の増改をすすめてください。
112	新制度の実施に当たり、市の保育実施責任をふまえてください。どの施設でも子どもたちに格差のない保育を実施してください。
113	行政の責任をなくしてしまうこの「子ども・子育て支援新制度」では待機児童はなくなりません。

通番	意見の概要
114	保育所は乳幼児期の特性をふまえた養護と教育を1日を通して育むもので、就学前の体づくり、知力、生活習慣等を全面的に発達させるところです。そのためには、どの保育施設にも認可保育所を最低基準とした環境を条例で保障してください。
115	子どもの成長発達を育む保育士の専門性は必須の条件です。働き続けるための条件整備を行ってください。また、条件整備がされているか行政の確認を行ってください。
116	少子化、労働不足に対応するには保育所政策の充実が一番の早道だと思います。女性（男性も）が安心して働け、豊かな子育てが出来る社会を作るのが政府や行政の役割ではないでしょうか。今こそヨーロッパの福祉先進国に追いつくべきです、現行の保育政策の後退など絶対ありません。
117	子どもの命を大切に。子どもたちのすこやかな成長にお金を使ってください。
118	すべての子どもが安全で安心して通える保育をしてください。未来ある子どもを大切に育て皆で守って欲しいです。
119	障害をもつ子どもの権利保障、発達保障の立場からもっと専門家の育成に力を入れてください。そして発達障害等、わかりにくい障害の認知度を上げるような試みを増やし、全ての子ども達が生きやすいようにしてください。
120	茨木市の単独補助金制度は、良い保育を行なう上で効果を上げていると思われるので、今後とも継続してください。
121	施設・設備整備補助金制度は、保育所にも従前通り継続してください。
122	保育時間の確認方法はどのようなものでしょうか。信頼できる簡素なシステムを市で作成してください。ただし、施設側の業務が過大にならぬように配慮願います。
123	保育認定時間の超過料金の徴収はどのようにするのか明確にしてください。
124	事務量の拡大による人件費の補てんをしてください。
125	異議申し立て、簡易裁判についての方法を他市町村は、紙にて申込者に案内しているが、茨木市はないので、もっと市民に情報を提供してください。
126	保育園に入所できる加点方式の考えに転入加点を新設していただき感謝していますが、転入により待機児童になったにも関わらず翌年度の入所審査で加点項目から消えるのは理解できません。入所できるまで転入加点を維持してください。「選」んで転入したのに、転入により迷惑しています。

通番	意見の概要
127	兄弟加点について、小学校入学のタイミングで転入しているので考慮されていません。兄弟で保育園が分かれることで、保護者の負担を考えた加点だと思いますが、小学校の学童保育を延長でお迎えしなければいけない状況にあるので、小学校と保育園のお迎えをしなければいけないのに、上の子が小学校へあがるタイミングで転入すると兄弟加点がない。茨木市が教育の点でもいいと思い「選」んで上の子が小学校入学のタイミングで転入したら、下の子が待機児童になりました。学童保育に兄弟がいる家庭についても兄弟加点を新設してください。
128	保育は人を育てる営みです。その保育を民間に丸投げするのは、幼い子どもを儲の対象としてしか見ないもので、乳幼児を保護し育てる営みではありません。保育の専門家が夢のある仕事ができるよう市が公的な保育をし、保育責任を果たすようにしてください。
129	大型公共事業は市民のための必要最少限のものとし、福祉予算、保育予算をもっと充実させてください。
130	すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施してください。
131	障害児保育の現行水準を維持し、拡充してください。
132	公立保育園（幼稚園）の公的役割、機能を明確化し、地域の中核施設として位置付けてください。
133	職員処遇改善の補助事業を維持、拡充してください。
134	私の孫は、生後3ヵ月、母親（私の娘）は、産休明けで職場復帰を決めていて、保育所探しをしましたが、兄のいる保育所では、10人以上待ち、近くの認可保育園も同様に無認可も探しましたが希望の地域には無く、仕方なく、育児休業とりながら待機しています。同じ頃出産した友人二人も同様に働きたくても働けない状況です。一人の方は、育休を取ると解雇されると遠くの実家からの応援を受けながら働いておられるそうです。保育所はまだまだ足りません。運動場がないとか、異年令いっしょくたの小規模の施設でなく、公立の保育所をもっと増やして欲しいのです。”子どもは宝”です。少子化をくいとめるには、安心して子どもを産み、育てていける状況を作らなくてはなりません。保育水準を引き下げるとは、あつてはなりません。保育士などの職員処遇改善も急務です。若い保育士さん達が、低賃金、重労働（保育士の人数が少なければそうなる）で、辞めていかれないよう補助をしてください。申請は今まで通り、市が受けつけ、決定するようにしてください。
135	茨木市の単独保育補助制度は、保育水準を上げる点で大変効果があると思います。今後とも継続してください。
136	子育ての地域ブロックは、現在の5ブロック案では範囲が広く細やかな支援ができません。（例）中学校区数くらいのブロックにして子育ての支援が細やかに行えるようにしてください。
137	新制度の導入は、具体的な業務移行は性急で利用者・事業所共に大変な混乱を招きかねません。動向を見守り2015年実施を見直してください。



通番	意見の概要
138	<p>「制度の目的」「○幼稚園と保育園のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及」は、茨木市のどこで、このような評価をされたのでしょうか、また、「普及」とあるが、誰が普及してほしいと言っているのでしょうか。どこで普及するとなったのでしょうか。現在の幼稚園、保育園等から「普及」の依頼をしているわけではない中で市が独断で「普及」しようとしているのですか。市の説明会では、市がこうしなさいということはありません。あくまでも法人自身で選択してくださいと説明していましたが、行政が、事実でないことを市民に広報してはいけないのではないのでしょうか。「いいところをひとつにした」との評価は、誰の判断でしょうか。茨木市の判断でしょうか。現実に関わってきた保育所・園、幼稚園の意見を聞かれたのでしょうか。</p>
139	<p>囲みの「認定こども園」で「保護者の働く状況と関わりなく、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても通い慣れた園を継続して利用できます。」は、3歳未満の子どもの保護者が入所時は、フルタイム・正規職員であった就労状況が、4か月後にパートタイムで週4日、1日4時間就業になった時、就労状況が変わっても通い慣れた園を継続して利用できるのかがわかりにくいのではないのでしょうか。</p>
140	<p>「幼稚園や保育所等を利用する際の手続きは、これまでと時期や流れが大きく変わることがありません」は、保護者の目線からずれている表現です。この記載では、実際に手続きするとき「支給認定」「認定書」なんかなかった、施設と直接契約することはなかった、利用料の支払いが変わるなどです。変わることへの疑問などの保育所への問い合わせなど、混乱するのではないかと心配です。</p>
141	<p>保護者の関心事に記述がありません。また、保育の必要量（月64時間就労とか）、公定価格（保育単価）、保育単価以外に保護者が負担する使用料、契約の相手方の明記がされていないことは、新制度の内容をふせた形になり、保護者に不信を抱かせることにならないのでしょうか。</p>
142	<p>現在との比較において保育サービスの質の低下は許されません。例えばサービスの内容は良くなるが、利用料が高額になる、あるいは逆に、利用料は変わらないがコスト削減のため、人員配置が少なくなるなどです。要は民間企業の参加も含めて、サービスの質が向上することは歓迎ですが、制度自体は現在の形、利用料・質の面などを最低限守るべきラインとして決めてください。逆に新規参入希望の企業などがある場合、どうすれば保育の質が現在と同等かそれ以上となるのか、指導及び助成してください。考え方として、子育て家庭応援都市としてせつかく大阪・京都という大都市のベッドタウン圏にある地域の特性を活かし他の地域からの子育て家庭を流入させ、税収を上げて行くんだという考え方を持ってほしいと願います。</p>
143	<p>障害児の保育は子どもの権利保障、発達保障の立場から現行水準を維持、拡充してください。決して障害児が排除される事がないようにしてください。</p>
144	<p>施設整備補助金制度を継続してください。</p>
145	<p>公立保育所（公立幼稚園）の廃止、民営化をしないでください。また、幼保連携型認定こども園への意図的な移行はしないでください。</p>

通番	意見の概要
146	「新保育制度」が施行された後も、現行の保育の質を必ず守ってください。公的な補助金制度は継続してください。保育はサービスで成り立つものではありません。保育を受ける側も与える側も、豊かな心で、人を育てる本質のもと、未来ある子ども達の為にあるべきだと思います。
147	子どもの命を守るため、子どもがよりよい保育を受けられるようしっかりと議論してください。
148	これからの未来を担う子どもたちのすこやかな成長のため保育園を残し、充実させていくことは大切なことだと思います。保育士の専門性を重視して、市として守っていく立場を貫いてください。
149	今回の制度変更の内容は待機児童解消のためというものの、実は今まであった保育園の最低基準をないがしろにして子ども達一人一人にかける費用を安くし、その結果保育の質を落としてしまうのが問題だと思います。新聞等でも、今、各自治体が具体化作業におわれて大変だということを見ました。国の責任をどんどん自治体におしつけられて茨木市も大変なことだと思います。でも、これまでの茨木市の児童福祉に対する施策は他市をリードするものでした。今後もその良い所を残し、必ず今の保育の質の低下をさせないよう具体化してください。1歳児の定数1対5や心理士さんの巡回、延長保育の補助金などどれも大切なものです。「茨木は子育てに手厚い自治体」と言われるよう、ぜひともよろしくお願いします。
150	まずは、現在利用している保護者、職員、関係者への新制度についての周知努力がどれだけされているのでしょうか。保育園で働いている私でさえはっきりと理解できる状況にありません。こういう状況の中での実施では、必ず無理が生じ、決して良い方向に進むとは思えません。
151	何よりも保育制度が、子どもたちの健やかな成長を保障できるものでなければなりません。そのためには児童福祉法第24条第1項のもと、茨木市の実施責任で行うこと、市が保育行政に責任を持つことを切に望みます。
152	今保育園にあずけて集団の中で育てている子どもたちの保育の質（定数、保育時間など）が落ちないように、また、どの子どもが同じように安心安定して6年間同じ保育園で育っていける制度にしてください。
153	今、社会がめざしている子育て支援の目的は、子育てを経済対策の一環にしてしまうことだと思います。将来、我々が解決できずに先送りしている各種問題を実際に負担してもらって解決してもらって子ども達の今の子ども時代をも、大人の目先の利益のための道具にしてしまっているようでなさけないです。せめて子ども時代だけでも、子どもが本当に望んでいる生活を社会全体で保障してしっかり子育てしてください。そして個々の子どもの持つ力を信じつつ、個性を伸ばし想像力豊かな子どもを支える専門的な知識経験をもつ保育士、教員の生活を保障し育成してください。私は3人の子どもを懸命に育てていますが、家庭的保育者では、勉強不足、認識不足等で保育士としては、つとまらない事もつとえば生命の危険もさらされている事を危惧しています。子どもたちの今を支える事が将来の茨木につながると信じています。長期的な視野をもって子どものための子育てをする茨木を目指してください。

通番	意見の概要
154	ベビーシッターに預けて子どもが亡くなったりと事件がたくさん起こっている中、保育士の資格を持っていなくても、子どもを預かる可能性があるという聞いてとても心配しています。保育士資格を持っていても少数の施設では、少し不安を感じ預けるかどうか迷うくらいなのに「働きたいから預かってくれるならどんな施設でもいい」なんて、私は絶対思いません。家ではできないような体験をたくさんさせてもらって、日々楽しそうに過ごす姿を見れて初めて安心して働けるのです。園庭はあるか、環境は悪くないか、先生たちは生き活きと働いているか、いろいろ考えました。いろいろ考えても希望の順位を変えるだけしかできませんでしたが。安心して産み育てるためには、少子化で将来的には必要なくなる施設かも知れないと想定しながらの政策ではなく、子どもをどんどん産み育てられるような茨木市を目指してみてもいいですか。子どもの個性に応じて保育園が選べる時代が早く来ることを願っています。
155	子どもにとって、保護者にとって、どうかという視点で考え、意見もしっかり聞いてください。保育現場の声をもっと聞いてから考えてもらいたいです。
156	どの子どもどこで育つ子ども等しく発達を保障される保育を望みます。
157	「新制度」に多くの問題点があるなら、茨木市は独自で新制度を有効に使える努力をすべきです。具体的にその努力を示してください。
158	安心、安全と言われるが、真にあずけてよかったと言う保育制度をつくってください。それと民営化を進めることは、市の責任を転化するものです。
159	保育を受ける子どもたちに格差をつけないでください。安心して子どもたちが過ごせる居場所としての”保育園”を守ってください。
160	「茨木市」としての水準を守りまた、将来の子どもたちのため、保育制度の拡充をめざしてください。絶対に茨木市のためになります。がんばってください。
161	施設型給付は個人給付です。施設は代理受領として受け取るのでこの表現は間違っているのではと思います。
162	保育所は施設型給付ではなく、児童福祉法24条1項に基づく委託費となるので、この表現（書き方）は間違っていると思います。
163	保育資格のない人が保育するのは不安なのでやめてほしい。
164	親のニーズにしっかり目を向けてください
165	今のままの基準にしてください。
166	待機児童を減らすだけでなく質を最優先でお願いします。

通番	意見の概要
167	つめ込み保育はやめてください。
168	国がしっかりと責任をとれるような制度にしてください。
169	子どもを持つ親としてもぜひ安心できる保育を望みます。
170	子ども達が自由にのびのび大きくなれるような保育制度を続けていけるようお願いします。
171	子どもたちが安全に健やかに過ごせる場所として保育園を現在の基準で維持してください。
172	子ども達の安全・安心が一番のびのび保育できる状況が親が安心して働けます。
173	子ども達の安全に過ごせる場所を確保してもらえる様お願いします。
174	保育士資格のない人が保育の責任をとって子ども命を守るのかどうかきっちり検証してください。
175	現状の基準を継続してください。
176	少子高齢化の時代で現在の子どもの教育をきっちり行っていない時代には子どもの安全、保育の質を今まで同様にして行くべきだと思います。共働きの方が増え待機児童が増えても、条例の施行は間違っています。税金の使い方をきちんと考えてください。子ども達に使うべきです。
177	子どもの発育、安全を優先してください。保育時間が制限されることによって、発育が心配です。教育を受ける権利を平等にください。
178	保護者が安心して預けられる施設にするためには、保育は有資格者がすべきだと思います。良い制度になるよう願っています。
179	公的な保育事業の中、子どもたちの安全を守ってください。保育士も安心して子どもを預けてもらえるような環境を作ってください。
180	現状の保育でも足りない基準がいっぱい感じています。保育者の人数、0才児の保育室の大きさなどです。もっと子どもにとってよい制度をつくって、よりよい基準にしてください
181	子どもたちが安全に豊かに生活できる施設環境を作ってください。きっちり保育士資格を持った職員が働いてください。

通番	意見の概要
182	保育は公的な責任で国が未来を担う子どもの発達や成長をおぎなうことだと思ってきました。この日本で安心して子どもを産み安心して育てられるよう、良い基準を考えてください。大人の責任だと思っています
183	保育所も子どもを教育する場です。親が安心して働けるように保育の質を下げる事はやめてください。
184	保育事業を民間に丸投げする条例にはしないでください。今ある保育制度を存続させる方向で、子どもたちの成長を守るより良い制度にしてください。
185	新制度が利用者にとって十分よいものとなり、安心して子を持ち、育てられるものになるよう、十分論議し、策定されますよう願っています。
186	十分な議論もできないまま、子どもや保護者の未来を不安定なものにするのは国の責任がなさすぎます。料金、保育士不足の問題にどうとりますか。不安がいっぱいです。
187	仕事を持つ親にとって安心して預けられる保育園は不可欠です。また平等である必要があります。少子化対策、女性の経済活動への参加が必要とされている現在、保育園等の管理は公的機関で行うことが必要と考えます。
188	現在でも待機児童が多く、認可保育所・園の不足を感じます。少子化が進行する今、認可所・園の増設を一番に考えるべきです。新制度は待機児童をゼロにしてからでも遅くはないはずです。子どもたちを支えているのは現場の先生方です。安全な保育のために子どもたちを大切にしてください。先生方の手による保育を。
189	たとえ制度が変わったとしても、保育士資格者の数がへったりする事によって、今よりも保育の質が下がったりする事がない様にして欲しいです。預ける親としては今とあまり環境が変わる様な事が無い事を願います。
190	子どもの育つ環境を悪化させないで欲しいです。改正するのであれば、詳しく分かりやすい説明が欲しいですし、改正に伴う、別の援助が欲しいです。
191	今のままかわらず保育してもらえ事を望みます。
192	働かないといけない親にとって、子どもの保育の質や、保育料は最も重要な問題なのに、新制度の半ば強引な施行は、国や市への不信感が募るばかりで、当事者の私たちにしてみれば、根本的な問題解決には全くなってないと感じます。
193	新制度がよくわからず不安ばかり募ります。子どもが安全で、親が安心して仕事ができる環境を作ってほしいです。
194	子どもの命を預かることをもっと重く考えてください。

通番	意見の概要
195	小規模保育などでは、事故につながることもあるので早く安全な保育の方向へと希望します。
196	戦後、新しい国づくりに、オイルショック後の団塊の世代の子どもに産業化をまかせ、バブル時代にも、よりよい子どもの発達にあらゆる政 度を考えてきたはずです。あの時代を忘れてはいけません。福祉にしわ寄せをしてはいけません。今一度、企業に甘くではなく、福祉を大切に したものにしてください
197	今まで継続で入園できていたものが、来年今まで通り継続手続きしたら、「入園出来ません。」なんてことになりそうで怖い です。入所条件をしっかりと提示してほしい。
198	安心して預けられる環境にしてください。
199	すべての子どもに平等な保育と公平な待遇を求めるためにも、給食や行事にかかる費用は保護者に負担がかからない 様にしてください。
200	国、市の方針が時代と共に変化していくことは、やむを得ないとは思いますが、子どもを主体に考えた制度を期待 します。現状の保育制度の良き点を継続していってもらえることを望みます。
201	安心して仕事ができる環境を確保してください。
202	保育料を上げないでください。安心して保育園に預けられるようにしてください。
203	どの子にも質の高い保育が受けられるようにしてください。
204	一度低く設定した基準を上げるのは非常に難しいです。他の市町村より高い基準(質のよい保育)を維持することは、 子育て世代の流入を促進し、またその子の世代の定着を生み、茨木市の発展につながるものと考えます。
205	子どもが安全で安心して働ける環境を作ってください。保育の質の向上のために、それを第一に考えて仕組みづくりを ぜひともお願いします。
206	子どもたちが安全で元気に、すくすくと育っていける環境であるべきです。
207	反対の声が多くあった中、新制度を無理やりしこうとする政府に対して信頼が持てません。見直してください。
208	子ども達が安心して通える保育園にするために予算を削らずお願いします。
209	内容を説明はしてもらっているが、やはり不安の方が強いかなと思います。子ども中心、先生中心に考えて欲しい。

通番	意見の概要
210	今まで通り安心して働くことができる保育を保障してください。
211	保育園を利用している人が情報をきちんと知らないままの制度変更はやめてください。
212	きちんと資格のある方に保育していただかないと不安です。
213	保護者、保育者など現場の声にしっかり耳をかたむけ、新しい制度づくりに生かして行ってください。
214	保護者、子どもたちが元気に、すこやかに、毎日楽しく過ごせるような制度をつくってください。今の保育の質を下げないでいけるものをお願いします。
215	保育園は子どもを預けられればいいというだけの施設ではありません。保育園で経験できる様々なことを保障できた上で数も増やしてほしいです。
216	新制度に関する周知、意見集約を十分行い双方にとってよい制度となるようにしてください。待機児童対策は認可保育所・園の増設で行っていただきたいです。小規模保育事業の内容の充実を求めます。(ex)保育職員の有資格100% 園庭の確保 行事(運動会など)を執り行うことができるカリキュラムの策定
217	子どもを最優先に、子どものために本当にお金を有効に使っていただきたいと願います。
218	4ヵ月になったばかりの子をあずけるのはどうかと心配していましたが、今、とても安心してあずけることができます。今のままで保育して行ってほしいです。変わってしまうと少し不安です。
219	つめこみ保育はやめて欲しいです。
220	つめ込み保育はやめてください。今の基準を維持してください。
221	保護者が安心して子どもをあずけれる制度ではないと思います。
222	安心して子どもをあずけられるように、有資格者の職員での保育、ゆとりある部屋の広さなど今の制度を守ってください。
223	子どもの事故が増えると思います。現状維持をお願いします。
224	つめこみ保育はやめてください。

通番	意見の概要
225	今の茨木市の基準は絶対下げないでください。障害のある子、家庭での保育が困難なケースなど、弱い立場にある人たちが行き場のないようになることだけは避けてください。
226	みんなが平等な保育が受けられる環境を奪わないでください。現場の声を聞いてください。
227	現状維持してほしいです。
228	子どもも保護者も安心して通える保育園を。
229	保護者への周知もまだきちんとされていない中で2015年からの新制度実施は不安です。十分な議論をし、保護者への説明を茨木市が責任を持って行ってください。また新制度施行後も、公的な保育責任を果たしてください。子どもの命を守るため、安全な保育を行い、子どもの発達を保障するために、保育にあたる職員は有資格者(保育士資格)にしてください。
230	安全に子どもたちが生活するということがこの制度で守れると言い切れますか。国が勝手に作り、勝手に進めた制度で私たちの生活、子どもたちの生活は180度変わってしまいます。その重みを分かっていますか。家庭的保育で安全を「危険が死亡事故が全くない。」と言い切れますか。人の命は1つ、一度しかないのです。それを、専門性もない中できちんとした視点を持って保育ができると思いますか。これは保育という仕事を軽視していることであって、子どもに対しても大変な人権侵害です。我が子がそんな保育を受けると考えてみてください。どうでしょう。子どもたちの未来はどうなるのでしょうか。
231	茨木市独自の1歳児の職員配置(5:1)をこれからも守り続けてください。
232	新制度の実施は、全ての子どもの保護者・施設の職員との間で十分な協議と説明、理解を経た上で実施してください。
233	子どもの命、生活が何よりも大事です。保育・子育て支援の制度は子どもの権利保障を最優先に国と自治体の責任で行うべきだと思います。保育に不平等があってははいけません。子ども1人ひとりが大事で守られるべき存在、どの子にも同じ権利が必要なはずで、今でも子どもたちのために、職員のためにこんなものがあつたら、よりよい生活ができるのにと考えますが、それ以下になってしまう基準に悲しくなります。せめて今の基準を下げないでほしいと思います。
234	茨木市は待機児童が多く、今でも定員より多い人数で保育をしているのに、これ以上子どもが詰め込めれるのではないかと不安があります。また、多様な施設に多様な基準があり、保育に格差が生まれると予想されます。これまでの水準が低下しかねません。保育士資格者以外にも保育ができるような基準の引き下げは絶対にやめて欲しいです。今でも保育ママを導入しようという動きがあります。無資格者による死亡事故も起きています。茨木市は有資格者での保育を徹底してください。



通番	意見の概要
235	新制度実施については十分に議論をし、保護者、現場の保育士の意見を反映できるものにしてください。また、基本の部分の保育士の資格については、施設において現行の制度を、少なくとも継続してください。子どもの命と、健やかな発達が保障できる内容にするため、万全の策と時期を見ての実施を考えてください。
236	今ある保育制度・基準を下回るような制度にはしないでください。子どもたちの成長・発達を守るには今より低い水準では保育はできません。つめこみ保育ではなく、ゆったりと子どもたちを見れるような環境にして欲しいです。新制度について市民・保護者にわかりやすく伝えて欲しいです。
237	「子ども・子育て支援新制度」では、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)への給付である施設型給付と地域型保育事業」とありますが、施設型給付は個人給付です。施設は代理受領として受け取るので、この表現は間違っています。また、保育所は施設型給付ではなく、児童福祉法第24条第1項に基づく委託費となるので、この表記は間違っているので訂正をお願いします。
238	国も内容をはっきり決まっていけない、財源も確保されていない中、「消費税増税」のために子どもたちを犠牲にしないでください。福祉は切り捨てられてはいけないものです。「子育てしやすい街づくり」を目指す茨木市ならではの子育て世代にやさしい市づくりをぜひ進めていただきたいと心から願っております。なにとぞよろしくお願いいたします。
239	若い人達が茨木に住みたいと思わなければ市の未来はありません。子育てしやすい街に茨木をすることで、若い人達を呼びこみませんか。保育所、学校教育(施設、学童保育、放課後教室) 中学校給食を拡充することが必要だと思います。
240	子どもの人権保障として、全人格的な豊かで健全な成長を保障することは社会の責任です。子どもが心身共に、健康で情緒豊かに、自由にのびのびと成長するには、一人一人が公正平等に、自由に遊び学べる環境が必要です。保育や子育てを、女性の社会進出の補助的施策として捕らえる発想を転換しなければいけません。子どもは社会の宝であり、社会(国や自治体)が責任を持って、最優先に取り組まなければいけません。新システムは、「待機児童」という統計的数字と経費と言う目先の数字との組み合わせを机上で処理するものでしかありません。子どもと関わる人材は保育士以上の資格保有者であること。保育施設の面積や空間や屋外での活動時間と場所など、全てにおいて児童福祉法の精神に則り、最低限従来の公立保育所の基準を確保すること。小規模保育事業をもって待機解消としないこと。保育所民営化を中止、撤回し、全ての保育所を公立化すること。国が子育ての責任を放棄する中で、自治体として、就労人口の増加を計り、市の健全な財政と発展的な将来像を描き、子育て世代が安心して住むことが出来る市へと転換する取組みを行うべきです。
241	経済原理で教育水準を計測することだけは避けていきたいと考えます。
242	P7「事業所内保育事業(保育所型20人以上)」、P8「事業所内保育事業(小規模型19人以下)」の根拠を説明してください。

通番	意見の概要
243	新制度について、親の就労状況によって保育時間を決める（認定）するという記述を読みました。その保育時間の認定には通勤時間が含まれないとありました。せめて通勤時間は保育時間に含まれるべきだと思います。基本的には、保育時間に、差があること事体がおかしいと思いますので、保育時間は一律にする方がよいと思います。行事など、子どもによって参加できたりできなかったりするの、おかしいと思います。
244	学童保育の目的を明確にして、「放課後子ども教室」と区分してください。
245	親が安心して働くことができているのは現在の学童保育があるからであり、放課後子ども教室(全児童対策事業)とは目的が違うはずで。
246	目的を明確にして全児童対策事業(放課後子ども教室)とは区別してください。
247	全児童対象の放課後事業を必要とされている家庭もあると思うので進めていただきたいとは思いますが、子どもを預けるという点では似ていても目的が全然違うと思うので、これからも学童保育と放課後子ども教室は別々で運営してください。
248	質の高い保育を行っていることで、共働きの親は安心して学童に子どもたちを預けることができいております。放課後子ども教室とは目的が異なっており、統一することは反対です。
249	施設の利用が学童の専有でなくとも良いというような文言がありましたが、放課後子ども教室との一体化は、似て非なるものですので、学童に預ける親としてはまったく望みません。自由に行き帰りできる子どもと、親が働いていて家に帰れない子どもと一緒に預けられるなどしたら、かわいそうです。
250	保育料がある学童と保育料のない全児童対策事業(放課後子ども教室)の区別を明確にしてください。
251	放課後子ども事業と学童は必ず区別してください。働く親は学童がないと本当に困ります。
252	放課後子ども教室と学童とは全く別のものです。連携は必要かもしれませんが、穂積小学校の放課後子ども教室はおもしろくないです。何のための事業でしょうか。おしゃべりしている保護者に安全員としてお金が支払われているのは変です。本来はボランティアで成り立つ事業ではないですか。そこにまわっている税金を児童福祉、とりわけ学童にまわすべきではないですか。現在の茨木市の放課後子ども教室がすべての子どもの安心、安全な放課後を保障しているとは全く思えません。基準から放課後子ども教室をはずしてください。専門性のないボランティアと指導員を一緒にしないでください。

通番	意見の概要
253	学童保育と放課後子ども教室を一体的に実施すると、必然的に支援単位が大規模化してしまいます。それぞれの目的を重視して区別してください。
254	放課後児童健全育成事業(放課後子ども教室)との連携に関して、現状の把握と今後の連携について、検討をお願いします。
255	安倍首相の「学童保育の定員30万人分拡大」の発表が、学童の子どもにとって中身の充分でない放課後子ども教室との一本化にならないようにしてください。
256	学童でなく、放課後教室として全ての人に利用できるほうがよい。仕事でなくても、病気などで子どもをみられないときがある。
257	東京での実践例があるように、全ての生徒を対象とした放課後学級の実施と、学童保育の実施を公的に保障すべきである。
258	日本の文化や地域の文化を知るために、地域活動、遠出見学などの学習を柱にした放課後児童健全育成事業にしてください。
259	開設時間は17:30までとしてほしい。
260	開設時間は17:00までとし、延長保育を19:00までと明記してください。
261	休業日以外の日における開所時間の起点は小学校の授業終了時刻とし、終点時間は19時と明記してください。
262	1時間延長を希望します。18時だと間に合いません。
263	開設時間は19時までと明記してください。

通番	意見の概要
264	開設時間については、延長保育を19時までにしてください。保育園等の延長保育は19時までなのに対して、学童になると延長が18時になっている。そのため、継続的な勤務が困難な状況が生じている。
265	延長保育を7時までにしてもらいたいです。
266	18時までには迎えに行けない家庭では、子どもが5時に下校し、親の帰宅まで一人で留守番をせざるを得ない状況なので、19時までの延長はよいと思う。
267	運営時間を延ばしてほしいです。終了時刻は現在延長して6時ですが、延長で7時までいられるようにしてほしいです。フルタイムで勤めているので時間的に大変です。民間では値段の問題、安いところでは管理上の質の問題があるようです。
268	どの学童も19時までの預かり延長と6年生までの延長は多くの保護者が希望していることです。このことは今回の法改正でどこの自治体も出してくる対策だと思います。
269	19時までには必須。朝も7時からにしなければ共働きは無理です。
270	長期休暇中の朝の開始時刻を8時にしてほしいです。
271	子どもより保護者のほうが朝早く出ないといけない世帯も結構あります。学校の都合もあるのですが、開門の時間が遅いと子どもが一人で家を出て鍵をかけて登校しなければなりません。せめて学校の図書室でも開放していただければ、そこで授業時間まで待つことができます。ぜひ朝の時間のこともご検討ください。
272	延長保育の時間を、18:00まで、18:30まで、19:00までとわけたほうがよいかなと思います。19:00までの一くくりになると、児童数がふえ、指導員もふやさないといけないかと思います。子どもも早めに迎えに来てくれたほうがうれしいと思います。
273	延長保育19:00までを、必ず19:00までに迎えと明記していただきたい。

通番	意見の概要
274	4年生以降もいられるようにしてほしいです。
275	4年生までの拡充をお願いします。
276	4年生までの学童保育を実施してください。
277	4年まで学童保育を実施してほしい。
278	高学年の受け入れを検討して欲しい。
279	6年生まで受け入れるべき。
280	4、5、6年生の夏期休暇中の学童保育を希望します。
281	4～6年生の夏期、冬期の休みのときだけ利用できるようにしてほしいです。
282	4～6年生の長期休みの学童利用をお願いしたい。
283	児童誘拐など物騒な事件が起こっている昨今、留守宅に子どもだけにするのは、とても不安です。そんな中、学童保育の存在はとても重要であり、かつ、なくてはならないものとなっています。現在、3年生までの保育が対象となっていますが、4年生以降も何らかの形で対応策があれば、より安心できるかと思えます。

通番	意見の概要
284	学童保育は長期休暇のみの利用はできず、環境の悪さから退室を余儀なくされた場合、夏休みなどの安全確保ができない。民間の学童保育も充実しておらず、子どもの成長と仕事を両立させることが全くできない。休暇中のみの利用も可能としてほしい。
285	学童を修了した高学年の子どもやその他の子どもたちで、夏休み、春休み、冬休み、一人で昼ご飯を食べる子が集まってランチタイムを過ごせる場所を提供してください。
286	長期休暇中の給食を実施してください。
287	指導員の任期を2年にしないでください。任期付を廃止してください。
288	任期付制度の見直しを求めます。高学年の受け入れを検討しているのならなおのこと、3年間の任期付では6年間を見通した保育計画をつくることができません。
289	任期付指導員の更新試験が大変なため、経験のある年配の指導員が辞めていくという状況があると聞いている。質の高い指導員という点で一定の試験などは必要かと思うが、経験のある指導員が引き続き子どもたちを見ることができるよう試験方法を再考してほしい。
290	この職不足の時代に、なぜ指導員になりたい人、続けられる人がいないのか。3年雇用への変革が正しかったのかどうか、そろそろ真剣に検証してもいいのでは。
291	指導員の安定した雇用と賃金と人員増の改善を。
292	学童指導員は子どもたちの発達保障、気持ちの受け止めに日々されています。正規職員として雇用すべきです。それくらいの責任を負っていますし、十分に役割を果たされています。
293	指導員は、子どもの成長に直接関わる大切な仕事です。継続して働いてキャリアを積むことが必要ではないですか。3年ごとにコロコロと変わられては困ります。任期付制度は廃止すべきです。
294	学童保育指導員は経験も大きく教室運営に関係してきます。任期付でなく、経験を生かした雇用形態にしてほしいです。

通番	意見の概要
295	指導員(特に主に保育を運営する者)については、任期付短時間職員ではなく、十分な研修を受けている正規職員を配置してください。
296	学童保育を今まで支えてきたのはベテラン(経験年数)の人です。新しい人を入れて、よい保育をつないでいくことが大事です。
297	安い賃金では報われないので、やめていく人が多いです。条例改正とあわせ、学童の専門性と大変さを理解し、賃金の大幅アップしないと人が集まりません。
298	指導員は正職にし、ローテーション勤務はやめてください。
299	指導員を正職にし、勤務状況を改善してください。
300	経験を活かせるような雇用形態にしてほしい。
301	指導員の出勤時間を同じ時間からにしてほしい。短時間及び任期付という部分を見直してください。
302	指導員には任期付ではなく、きっちりとした身分を確約してください。腰をすえて子どもたちの成長に手を貸していただく人材を育ててください。
303	子どもを預かる指導員は経験年数がとても重要だと考えます。任期付という立場では、仕事に対する意欲も出ず、モチベーションもあがりません。子どもをしっかりと見ていくためにも経験を大事にしてください。3年間で指導員の首を切らないでください。
304	子どもに関わる指導員の労働環境を保障してください。
305	指導員の数が足りていないので、もっと指導員の数を増やしてほしいです。そのために指導員の待遇を改善すべきです。

通番	意見の概要
306	今の子どもたちは親も忙しく、昔以上に小学生でも気持ちを向けて手をかけてあげる必要のある子どもがふえていると思います。それゆえに学童保育指導員の数やスキルが求められているように思います。学童指導員はそれにこたえてくれようと頑張ってるので、何とか待遇面等も含めて向上していただき、学童全体がよりよくなるような仕組みづくりをお願いします。
307	指導員の異動を減らしてほしい。
308	任期付の指導員は1つの小学校に長く同じ人にいてほしい。
309	指導員の交代は、ゆるやかにお願いします。
310	信頼関係を築き、安心してお預けしたいので、指導員を毎年変更するのは避けてほしいです。
311	クラス分割となった場合、任期付2名はもちろん支援児加配など指導員人数をきちんと確保してほしい。
312	保育園の値段を考えると学童の値段はもっと上げてよい。または保育園を下げるべきか。非常勤の職員が時給1000円というのを見たが、今どき資格不問で、そんな仕事はない。800円ぐらいでいい。予算を見直してほしい。
313	事業者の責任で「おやつ」を提供する規定を盛り込んでください。
314	おやつは市の責任において提供してください。アレルギーに対応するために現在の方法を取ったといわれるなら学校給食をどう考えるのか、また、行政の責任で提供が行われている他の地域と茨木市とは何が違うのか理解できません。現在の個人の判断でのおよつの摂取状況では、子ども同士の関係によくない影響を及ぼすと思われます。
315	保育料は現状と同様の金額としてください。



通番	意見の概要
316	保育料については、従来の均一の料金体制をとってください。累進課税で国税と地方税を納めているにも関わらず、所得により料金変動するのは理解しがたい。十分な税金を払って、保育を希望するとさらに税で補助された事業に所得に応じて料金が発生するのは理解しがたい。
317	延長の追加料金が高いと思います。単発での対応も考慮してほしいです。
318	保育園で待機児童がたくさんいるのも問題ですが、学童に入れないということもないように、全ての希望者が入れるように体制を整えてください。
319	特に夏期の詰め込みなど問題は山積みです。しっかりとした制度化の下、子どもたちの命と安全が守られ、成長発達がなされるようにしてください。
320	つめ込めるだけ入室するというのでは、子どもの安全、健康は守れません。指導員の先生の人数をしっかり確保してください。
321	必要としている希望者が入室できるようにしてほしいです。つめ込んで待機児0にすればいいのではなく、子どもが遊べる十分なスペース、指導員等の環境をつくってほしいです。
322	40人以上の学童保育のあり方について、分けて運営する場合、育成会も分かれて運営をするのでしょうか。イベント等の負担が重くなる、同じ小学校で学童保育の質が違う、方針が違うなどの問題も発生してくるのではないのでしょうか。
323	指導員が不足する中、元気な高齢者などの活用として学童保育での補助をお願いするなどの方法もご検討いただければと思います。お年寄りも子どもたちを触れ合えることを楽しみにしているし、少しでもお小遣い稼ぎができればと思っている方もおられます。そのような視点からも、学童の保護者だけでなく、もっと広く市民からの意見をいただけるようなパブリックコメント制度を運営してほしいと思います。
324	待機児童解消のためどうするか、何が問題かを考えてくれるのはよいこと。
325	多学年交流と言えば聞こえはいいが、実際は指導員の目の届かないところで上級生が下級生をいじめている実態がある。少子化で空き教室があることを考えると、基本的な活動は学年ごととし、まれに指導員監視のもと多学年交流をしてほしい。上級生の言葉遣いや生活態度など、指導員が向き合えば改善の余地があるものを見逃す、もしくは放置しており、その環境に下級生が戸惑うと、慣れるしかないという指導を受け、本来なら注意すべき上級生の指導が全くなされていない。

通番	意見の概要
326	学童保育の民間委託はやめてください。指導員さんもしっかりとスキルがある方に安心して預けたいです。
327	茨木市の留守家庭児童会の公設公営の原則を堅持してください。
328	学校の中に学童があることで、大阪市で起きたような死亡事故を防ぐことができますと思います。公設公営で子どもたちに安心できる場を提供してください。
329	私どもの子どもは10数年前に学童保育にお世話になりました。学童保育はひとつの文化だったと今、本当に思います。時代はすさまじくかわりましたけれど、子どもの文化を守る必要性を痛感しています。指導員の先生方の身分保障を何よりも求めます。
330	現場の指導員の意見をもっとよく聞いてもらい、よりよい学童保育になるようにしてほしい。以前に比べると指導員の待遇が悪くなっている。(1日保育が9時からあり、夏は12日～16日まで閉室、正月は1月8日の始業式勤務、土曜日は選択できた)←すべて変更になって、条件的には悪くなって賃金が下がっている。
331	9月に条例制定で、来年4月からの施行は急すぎる。指導員の労働条件も大きく変わるのに、こども育成部(茨木市)は、そこで働く指導員に対する子育て支援を全くしてくれない。17年間働き続けたのに、こんな形で仕事を奪われるかもしれないとは失望です。
332	45年前に保護者のつくり運動から発展してきた茨木市の学童保育です。現在の制度が国の基準に合わせることで後退することがないよう、よりよい条例化に向けて、学童保育に直接関わりのある保護者や指導員の意見を取り入れてください。
333	子どもにとっても働く人にとっても、やさしい気持ちを忘れずに条例を決めてください。
334	支援児の対応をもっとうまくできるように体制を考えてほしい。
335	画一的な保育ではなく、地域性を考慮した保育を認めてください。

通番	意見の概要
336	学童保育室同士の交流が図れるよう、ご配慮ください。
337	子どもたちが安心できる環境づくりのため、市議会やこども育成部で決定した事項を現場の指導員にすみやかに伝えて、ゆとりを持って準備、話し合いができるようにしてください。
338	定期的に指導員の声を聞き、問題点や改善すべき点に対応してください。
339	子育てのニーズ調査は、就労家庭の意見がほとんど反映されていないため、就労家庭の意見を再調査してください。
340	学校の開放や地域コミュニティーの核としての公民館の復活・活用を推進すべきである。自治体と地域コミュニティーが共同で子育てを支援し、リードしていくまちづくりに、市民の参加を呼びかけるべきである。
341	茨木で子どもを育てたいと思う世帯をふやしていくことが、今後の市運営上、重要なことと考えます。
342	わかりにくい数字合わせで責任逃れの制度改革は、結局自治体としての役割放棄でしかない。発想を大きく、本来の子育てのあるべき姿に基本をおいて、制度設計をし直すべきである。子どもたちの成長を保障する役割を大人が放棄して、子どもたちにどう責任をとるのか、真剣に考えていただきたい。茨木市を先進的で、子育て世代が住みたいまちにしていくチャンスと捉えて、市民の参加を促し、新システムから脱却した、新しいまちづくりに繋がるシステムの確立を強く期待し、要望する。
343	ほぼ国の基準どおりになっており、最低限の基準は満たす予定ではあるのかと思いました。北摂地区では既に学童保育に対しても時間延長を実施している市など、茨木市より進んでいる地域もあります。今回の新基準で茨木市がどこまで学童保育に力を入れるのか具体的には表示されておりませんが、これで他地域と同じようになるだけでは、ただ追いついたに過ぎません。子育てに力を入れる茨木市であるならば、他の市に先駆けるような対策を取り組んでもらいたいです。
344	本当に子どものことを考えて、どうすれば子どもたちが健やかに育つのかをみんなで真剣に考えれば、茨木市が名実ともに「子育てしやすい街」と認識され、どんどん人も集まってくることでしょう。過疎に困っている自治体もありますが、子育てに力を入れていると分かれば、選択肢は茨木に向くはずで、並の対策ではダメなんです。今回は既存の学童を変える良いきっかけだと思います。

通番	意見の概要
345	将来の納税者を育てる場であることを市はもっと自覚してほしい。
346	職員数の確保とともに、そのための市の財源措置責任も規定するべきです。
347	保育サービスが、どこまで増えるのか、市の力量が問われる。財政的に懸念はないのか。
348	条例を作成されるワーキングメンバーに、学童に関わっておられる方を加えていただくというのは、今からでは不可能なことなのでしょうか。
349	複雑で膨大な内容の制度への意見募集を500字に制限するのはおかしいのではないかと。意見を述べるには文字数が少なすぎる。
350	この添付されている資料を読んでも詳細がわかりにくい状況です。広く皆さんから意見をいただきたいと思うのであれば、どこがどうなるという形でわかりやすくまとめた資料を添付していただきたいと思います。
351	今回の公募が3件ありましたが、タイトルがわかりづらく、こちらであっているのか不安です。基準と書かれているもの自体がHP上どこにあるのか、非常に見つけづらいです。